

大規模事業所への温室効果ガス排出総量 削減義務と排出量取引制度（概要）



2016年5月現在
東京都環境局

目 次

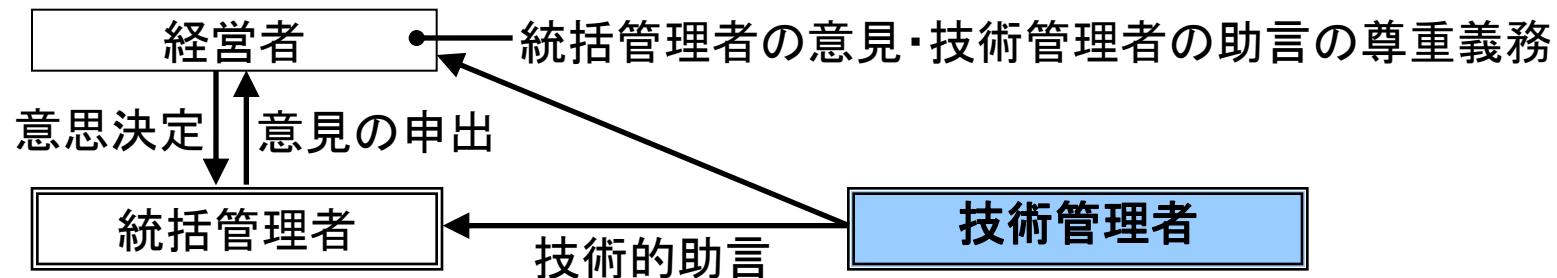
1. 統括管理者・技術管理者の選任………スライド3
2. 東京都の気候変動対策……………スライド6
3. 総量削減義務と排出量取引制度…スライド9
4. 制度実績 ………………スライド68
5. お知らせ ………………スライド73



1. 統括管理者・技術管理者の選任

1. 統括管理者・技術管理者の選任 ~要件~

指定地球温暖化対策事業所では、事業所ごとに、統括管理者・技術管理者を選任しなければならない。



■ 統括管理者の要件

次に示す要件にすべて該当すること

- ① 地球温暖化対策に係る業務を統括する部署に所属し、地球温暖化対策の実施に関する決定の権限及び責任を有すること
- ② 東京都の定める講習会を修了すること

■ 技術管理者の要件

次に示す要件にすべて該当すること

- ① 都が定める資格のいずれかを有すること
- ② 省エネルギー診断を実施する能力を有すること
- ③ 東京都の定める講習会を修了すること

・外部委託可。ただし、兼任する場合は5事業所以下であることを要する。

●都が定める資格

エネルギー管理士、一級建築士、
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士、
一級管工事施工管理技士、建築設備士、
技術士(建設、電気電子、機械、衛生工学、環境、総合
技術監理(建設、電気電子、機械、衛生工学、環境))

1. 統括管理者・技術管理者の選任 ~講習会の受講~

●講習会の受講義務

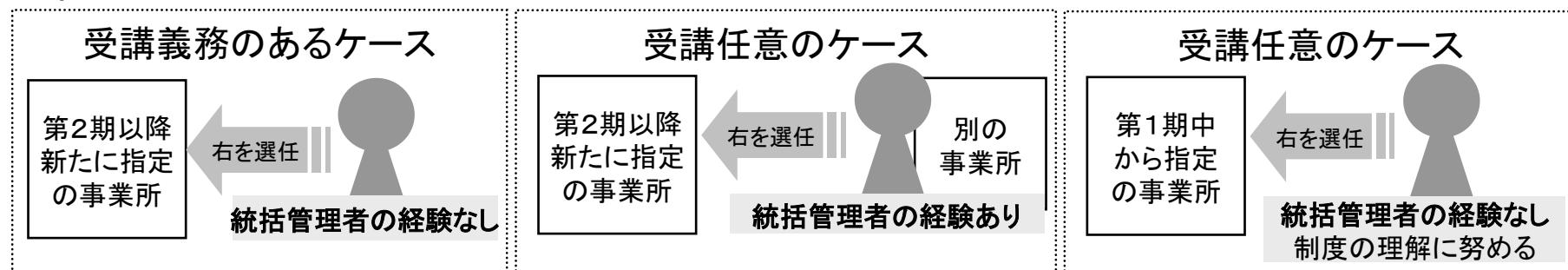
第1計画期間：全ての統括管理者等に講習会の受講義務

第2計画期間：新たに指定地球温暖化対策事業所となる事業所において、
統括管理者等の経験がない者が統括管理者等になる場合は
受講義務

その他の場合、受講は任意（受講しない場合は、制度について
の理解に努めること。）

※管理者等講習会は、毎年度春及び秋に開催予定

<イメージ>





2. 東京都の気候変動対策

2-1. 東京都の気候変動対策

～温室効果ガスの総量削減目標～

るべき姿

省エネルギー・エネルギーマネジメントの推進により、エネルギー利用の高効率化・最適化が進展し、エネルギー消費量の削減と経済成長が両立した、持続可能な都市が実現している。

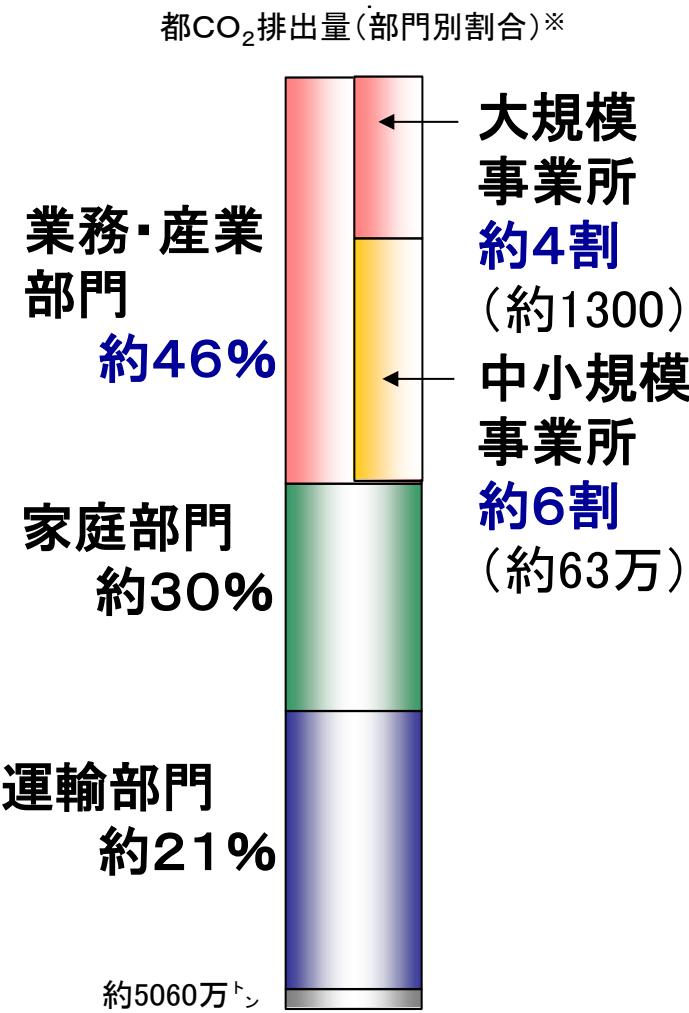
産業・業務部門においては、事業者規模の大小にかかわらず、設備機器の効率的な運用・高効率化が進むとともに、低炭素なエネルギーの選択行動がとられている。

目標



- 東京都の温室効果ガス排出量目標 「2020年までに、25%削減(2000年比)」
 - ・2006年12月「10年後の東京」において設定
- 東京都のエネルギー消費量目標 「2020年までに20%、2030年までに30%削減(2000年比)」
 - ・2014年12月「東京都長期ビジョン」において設定
- 東京都の温室効果ガス排出量目標 「2030年までに30%削減(2000年比)」
 - ・2016年3月「東京都環境基本計画」において設定
- 東京都のエネルギー消費量目標 「2030年までに38%削減(2000年比)」
 - ・2016年3月「東京都環境基本計画」において設定

2-2. 東京都の気候変動対策 ~部門別の対策~



大規模事業所への「総量削減義務」の実施

- 総量削減義務と排出量取引制度

中小規模事業所の省エネを促進

- 地球温暖化対策報告書制度
- 中小テナントビルの省エネ改修支援

家庭の節電・省エネを進める

- 既存住宅の断熱性能の向上、太陽光発電・太陽熱利用の促進
- 家庭用燃料電池の普及促進 など

自動車部門のCO₂削減

- 燃料電池車、電気自動車など次世代自動車の普及促進
- 交通・輸送における省エネルギー対策の推進 など

環境都市づくり制度の導入・強化

- 新築建築物の環境性能の評価と公表
- マンション環境性能表示
- 大規模都市開発での省エネ性能の条件化、地域でのエネルギーの有効利用 など

3. 総量削減義務と排出量取引制度

- ・制度の概要
- ・制度の対象
- ・総量削減義務
- ・義務履行手段
- ・排出量取引
- ・計画書の提出と公表

3. 総量削減義務と排出量取引制度

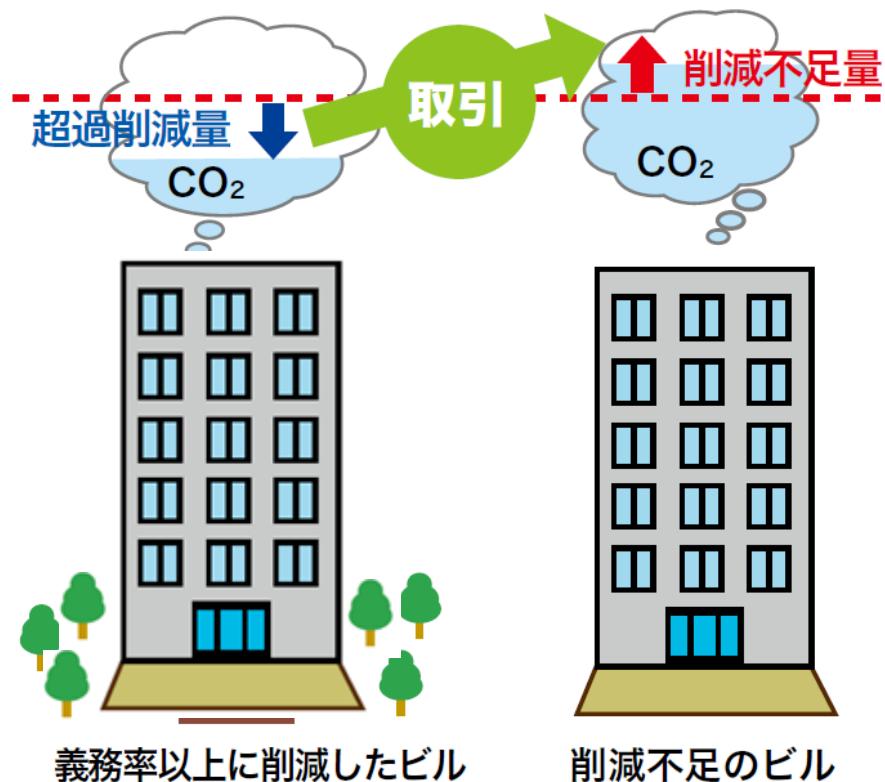
■制度の概要

| | |
|-------------|--------|
| 3-1. 制度概要 | スライド11 |
| 3-2. 削減計画期間 | スライド12 |

3-1. 制度概要

- ・オフィスビル等を対象とする世界初の都市型のキヤップ＆トレード制度
- ・高効率機器への更新や運用対策の推進など、自らの事業所で削減対策を推進
- ・自らの削減対策に加え、排出量取引での削減量の調達により、合理的に対策を推進することができる仕組み
- ・大規模事業所間の取引に加え、各種クレジットの活用が可能

排出量取引のイメージ



3-2. 削減計画期間

■削減計画期間:5年間

第1計画期間:2010～2014年度

第2計画期間:2015～2019年度

以後、5年度ごとの期間

■総量削減義務の履行期限

計画期間終了後、1年6ヶ月間の整理期間の後、履行期限となる。

□第1計画期間の整理期間は2015年4月～2016年9月末

□第2計画期間の整理期間は2020年4月～2021年9月末

※ 削減義務量及び年度排出量確定時点で、整理期間の終了まで180日以下の場合は、
それらの確定後180日を経過した日が履行期限となる。

| 第1計画期間の履行期限 | 履行期限 2016年9月末 | | | | | | |
|-------------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 |
| 第2計画期間の履行期限 | 計画期間 | | | | | | |
| | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |

履行期限
2021年9月末

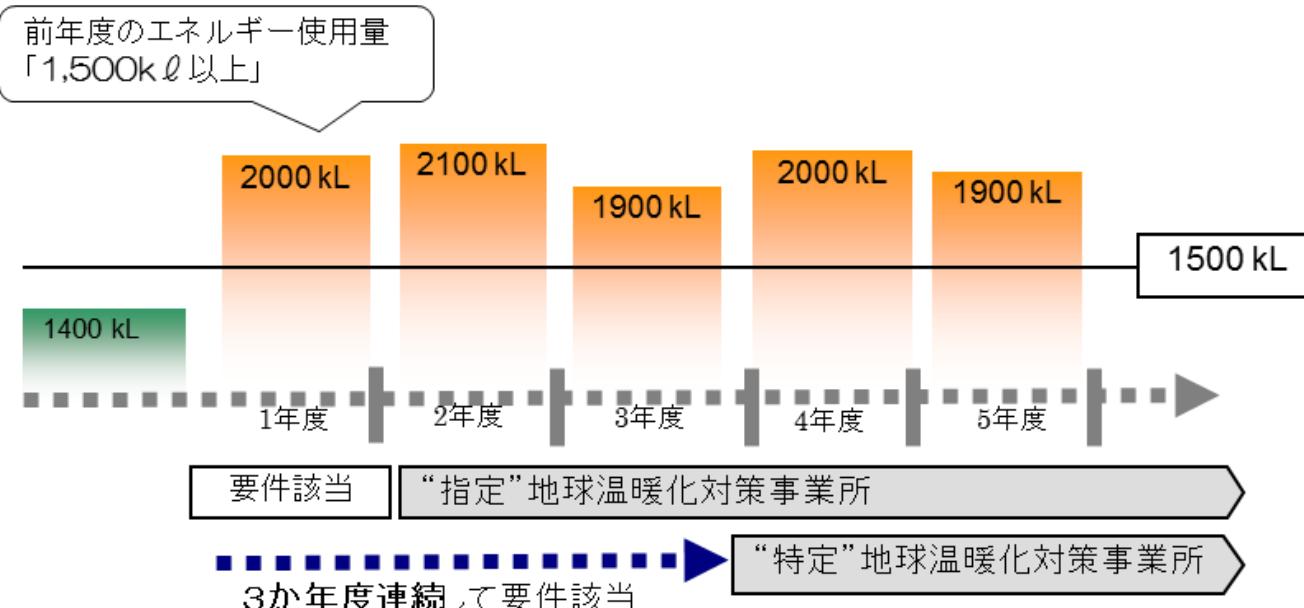
3. 総量削減義務と排出量取引制度

■制度の対象

| | |
|-------------------------|--------|
| 3-3. 対象となる事業所 | スライド14 |
| 3-4. 事業所範囲 | スライド17 |
| 3-5. 義務対象者 | スライド20 |
| 3-6. 対象となる温室効果ガス | スライド21 |
| 3-7. 事業所の指定取消し | スライド22 |

3-3. 対象となる事業所 ~要件~

| 分類 | 要件 |
|----------------|--|
| 指定地球温暖化対策事業所 | 前年度の燃料、熱、電気の使用量が原油換算で <u>年間合計1,500kL以上</u> となった事業所 |
| 特定地球温暖化対策事業所 | <u>3か年度</u> (年度の途中から使用開始された年度を除く。)連続して、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計1,500kL以上となつた事業所 |
| 指定相当地球温暖化対策事業所 | 前年度の燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計1,500kL以上となつた事業所で <u>中小企業等が1/2以上所有</u> している事業所 |



3-3. 対象となる事業所 ~義務となる事項~

| 分類 | 位置付け | 義務となる事項 |
|--------------|--------------------------|---|
| 指定地球温暖化対策事業所 | 地球温暖化対策を特に推進する必要がある事業所 | <ul style="list-style-type: none">前年度の原油換算エネルギー使用量・特定温室効果ガス排出量の算定(検証が必須)前年度のその他ガス排出量の算定(検証不要)削減目標と削減計画の設定統括管理者・技術管理者の選任テナント事業者との協力推進体制上記を記した計画書の提出・公表 |
| 特定地球温暖化対策事業所 | 特定温室効果ガス排出量の削減義務が課される事業所 | <ul style="list-style-type: none">上記「指定地球温暖化対策事業所」の義務となる事項特定温室効果ガスの削減義務<ul style="list-style-type: none">自らの事業所における削減削減義務量不足分の取引による調達(再生可能エネルギーの活用、他の事業所の削減量の調達ほか)基準排出量の申請 |

指定相当地球温暖化対策事業所については、指定地球温暖化対策事業所に準じて計画書の提出・公表等が必要。

ただし、前年度の原油換算エネルギー使用量・特定温室効果ガス排出量の検証は不要。

3-3. 対象となる事業所

～指定相当地球温暖化対策事業所～

- ・中小企業等が1/2以上所有する大規模事業所は削減義務対象外
(指定相当地球温暖化対策事業所に該当)
- ・ただし、これまでと同様に、計画書の提出・公表等が必要(検証は不要)
- ・既存事業所で中小企業等に該当する場合の手続は、2016年度から開始

中小企業等の定義

- ・①～⑥のいずれかの該当する事業者

※毎年度末時点の状況で判断

- ①中小企業基本法に定める中小企業者
(大企業等が1/2以上出資などの場合を除く。)
- ②協業組合等
- ③事業協同組合等
- ④商店街振興組合等
- ⑤生活衛生同業組合等
- ⑥個人

【注意】

国や地方公共団体、医療法人、学校法人、宗教法人、特定目的会社などは、中小企業者には含まれない。

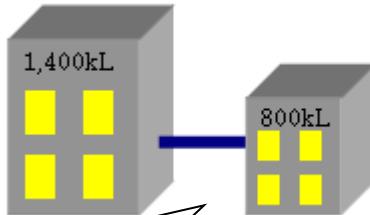
3-4. 事業所範囲 ~事業所範囲のとらえ方~

基本的には、建物、施設単位(住居は除く)とし、下記の事業所は、複数の建物等をまとめて一事業所とみなす。

- ・ エネルギー供給事業者からの受電点やガス供給点が同一の場合
- ・ 共通の所有者が存在する建物・施設が隣接していた場合
- ・ 対象となる規模の事業所が道路、水路等を挟んで近接していた場合
(建物は主たる使用者が同一の場合に限る。)
- ・ 地域冷暖房施設について導管が連結している場合

3-4. 事業所範囲 ~一事業所とみなす例~

(1) エネルギー管理の連動性がある場合

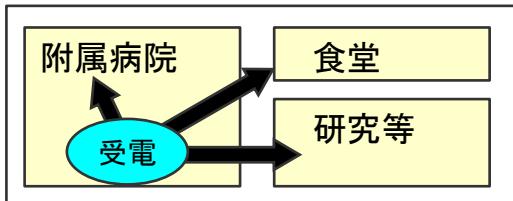


エネルギー管理の連動性がある場合、合計1,500kLを超えていれば指定地球温暖化対策事業所とみなす。

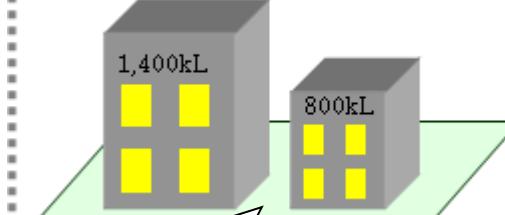
※エネルギー管理の連動性

- ①受電点など、エネルギー供給事業者からのエネルギー供給を受ける地点が同一である。
- ②熱供給施設で導管を連結している。

【例】



(2) 事業者が近隣に建物を所有する場合で、建物が『隣接』する場合

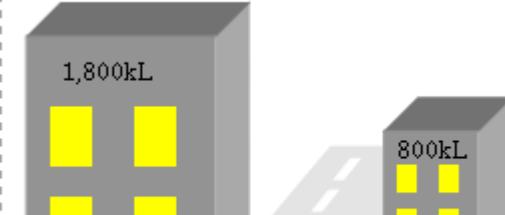


合計で1,500kLを超えていれば、指定地球温暖化対策事業所とみなす。

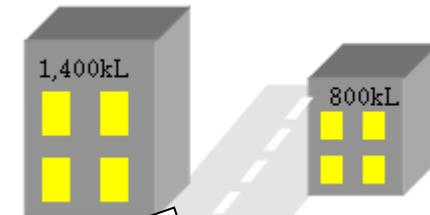
※『隣接』と『近接』の違い

建物等またはそれに付属する周囲の土地が、間に他の建物等、道路、水路を挟まずに接している場合を『隣接』、挟んでいれば『近接』とする。

(3) 事業者が近隣に建物を所有する場合で、建物が『近接』する場合



1,500kL以上の核となる建物等があるため、指定地球温暖化対策事業所となる。
(2棟合わせて一事業所とみなす)



1,500kL以上の核となる建物等がないため、指定地球温暖化対策事業所とはならない。

3-4. 事業所範囲 ~事業所範囲の変更~

■ 事業所範囲の変更とは (特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインP30)

次のア又はイの要件を満たした場合、指定地球温暖化対策事業所の指定時に定めた事業所範囲の変更を申請することができる。

ア. 事業所分割

エネルギー管理の連動性又は所有の状況などの変更により一つの建物等とみなされる建物等の数が減少した場合、申請により事業所範囲を変更することができる。

イ. 事業所統合

エネルギー管理の連動性又は所有の状況などの変更により一つの建物等とみなされる建物等の数が増加(増加する建物等が指定地球温暖化対策事業所である場合に限る。)した場合、申請により事業所範囲を変更することができる。

※事業所範囲の変更に伴い、変更前の対象事業所は指定を取り消され、変更後の事業所は新たに指定地球温暖化対策事業所の指定を受けることになる

3-5. 義務対象者

■ 対象となる事業所の所有者（原則）

下記事業者が、都に届け出た場合には、所有者に代わって、又は所有者と共同で義務を負うことが可能

- ・ 大規模設備改修を実施する権限を有している事業者
- ・ 区分所有物件における管理組合法人
- ・ 信託物件における受益者（特定目的会社、合同会社、投資法人などを含む。）
- ・ 投資法人、特定目的会社等の所有物件について管理処分業務等の委託を受けた者
- ・ 信託物件について指図の権限の委託を受けた者
- ・ PFI事業における特別目的会社
- ・ 特定テナント等事業者 ☆
- ・ 事業所の排出量の5割以上を排出しているテナント事業者 ☆
- ・ 複数のテナント事業者（事業所の排出量の1割以上を排出している者に限る。）が合計で事業所の排出量の5割以上を排出している場合の、その複数のテナント事業者 ☆

「☆」をつけた者は、所有者等と共同の義務者となる場合に限る。

3-6. 対象となる温室効果ガス

■ 総量削減義務の対象ガス（特定温室効果ガス）：

- 燃料、熱、電気の使用に伴い排出されるCO₂
(住居の用に供する部分で使用されたものを除く。)
- 熱、電気の排出係数は、供給事業者の別によらず一律で、計画期間中固定※¹
第1計画期間：電気の排出係数 0.382 (t-CO₂／千kWh) ※²
第2計画期間：電気の排出係数 0.489 (t-CO₂／千kWh) ※³

※¹ エネルギー需要側(対象事業所)のエネルギー使用量削減努力を評価するため

※² 都内への電気供給事業者の3か年度(平成17～19年度)の平均CO₂排出係数

※³ 都内への電気供給事業者の2か年度(平成23～24年度)の平均CO₂排出係数

■ 排出量報告の対象ガス：(その他ガス)

- 7ガス(非エネルギー起源CO₂、CH₄、N₂O、PFC、HFC、SF₆、NF₃ ※⁴)すべて
- その他ガス削減量は、その事業所の削減義務には利用可能(取引は不可)

※⁴ NF₃は平成27年度から算定し、平成28年度以降報告

3-7. 事業所の指定取消し ~要件等~

- ・下表の要件を満たす場合、指定の取消しになる。
- ・指定の取消しとなった場合、削減義務期間は下表に示す期間に短縮される。
下表の要件②、③、④に該当した場合は、削減義務期間の終了年度を選択可能
(短縮された期間に対応した義務履行が必要)。
ただし、一度選択した削減義務期間の終了年度を決定後に再変更することはできない。

| 要件 | | 削減義務期間 |
|----|---------------------------------------|----------------------------|
| ① | 事業活動の廃止又はその全部の休止 | 廃止又は休止があった年度の前年度まで |
| ② | 前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000 kL未満 | 1000kL未満となった年度の前年度まで |
| | | 1000kL未満となった年度まで |
| | | 当該削減計画期間の終了年度まで |
| ③ | 原油換算エネルギー使用量が前年度までの3か年度連続して1,500 kL未満 | 1500kL未満3箇年度の最後の年度の前年度まで |
| | | 1500kL未満3箇年度の最後の年度まで |
| | | 当該削減計画期間の終了年度まで |
| ④ | 前年度に中小企業等が1/2以上所有 | 中小企業等が1/2以上所有に該当した年度の前年度まで |
| | | 中小企業等が1/2以上所有に該当した年度まで |
| | | 当該削減計画期間の終了年度まで |
| ⑤ | 事業所範囲の変更 | 変更を申請した年度の前年度まで |

削減義務期間の終了年度を選択可

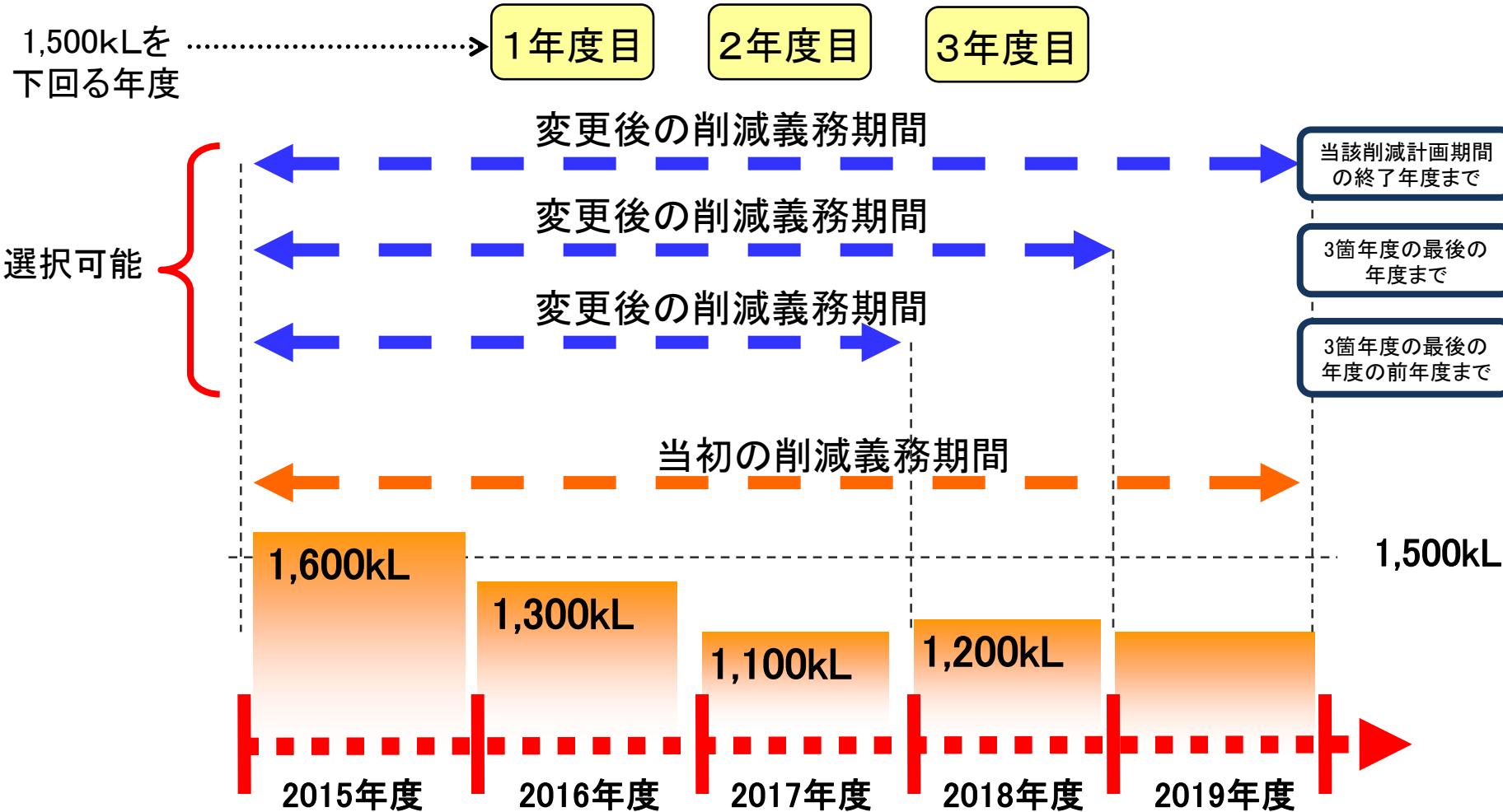
削減義務期間の終了年度を選択可

削減義務期間の終了年度を選択可

3-7. 事業所の指定取消し ~指定取消しの例~

■指定取消しの例

原油換算エネルギー使用量が前年度までの3か年度連続して1,500 kL未満の場合

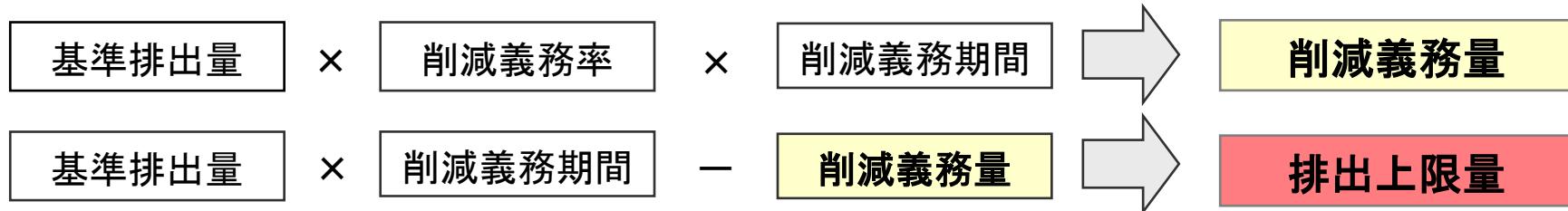


3. 総量削減義務と排出量取引制度

■総量削減義務

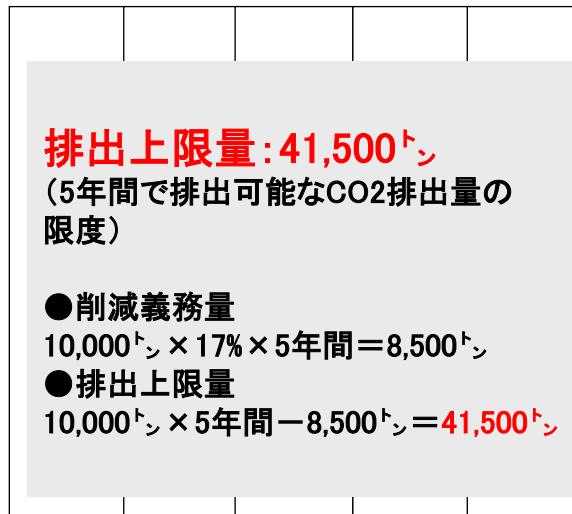
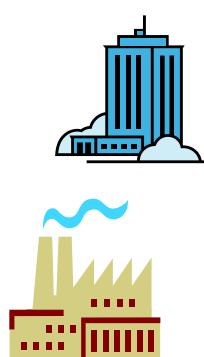
| | |
|--------------------------------|--------|
| 3-8. 削減義務量 | スライド25 |
| 3-9. 基準排出量の算定 | スライド26 |
| 3-10. 基準排出量の変更 | スライド31 |
| 3-11. 削減義務率 | スライド33 |
| 3-12. トップレベル事業所の削減義務率 | スライド37 |
| 3-13. 電気事業法第27条に関する緩和措置 | スライド38 |

3-8. 削減義務量



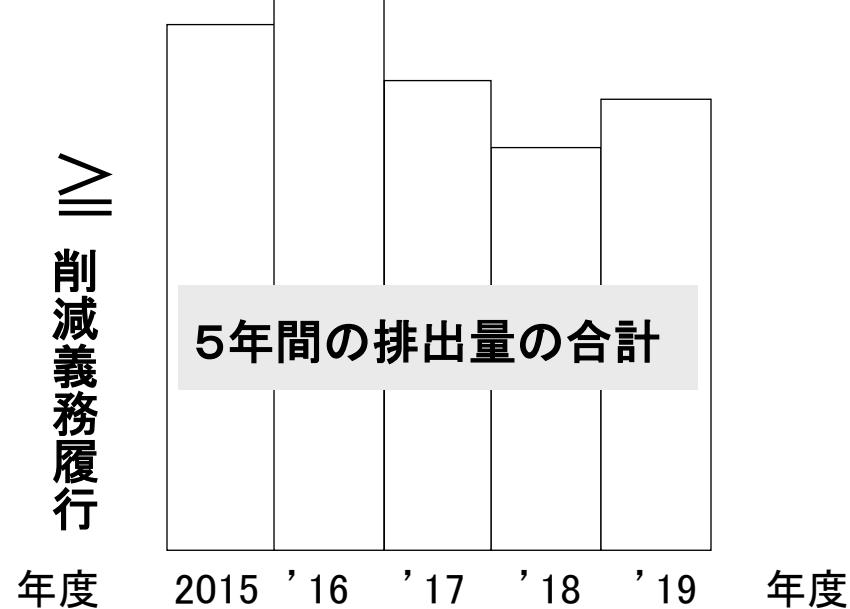
削減義務期間の排出量を、上記で定まる排出上限量以下にする

- ・「基準排出量」: 10,000t
- ・第2計画期間の削減義務率: ▲17%削減 の場合



2015 ' 16 ' 17 ' 18 ' 19

(削減義務期間: 5年間)



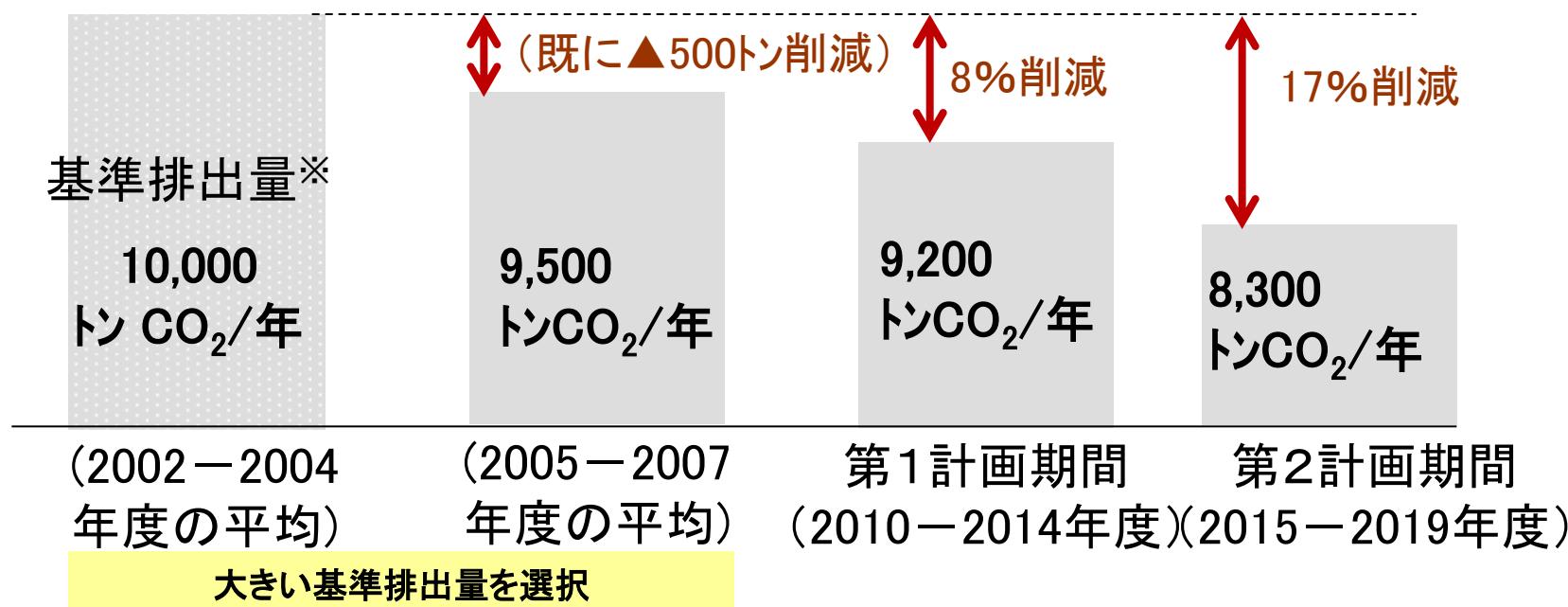
3-9. 基準排出量の算定 ~既存事業所~

制度開始当初から特定地球温暖化対策事業所に指定されていた事業所

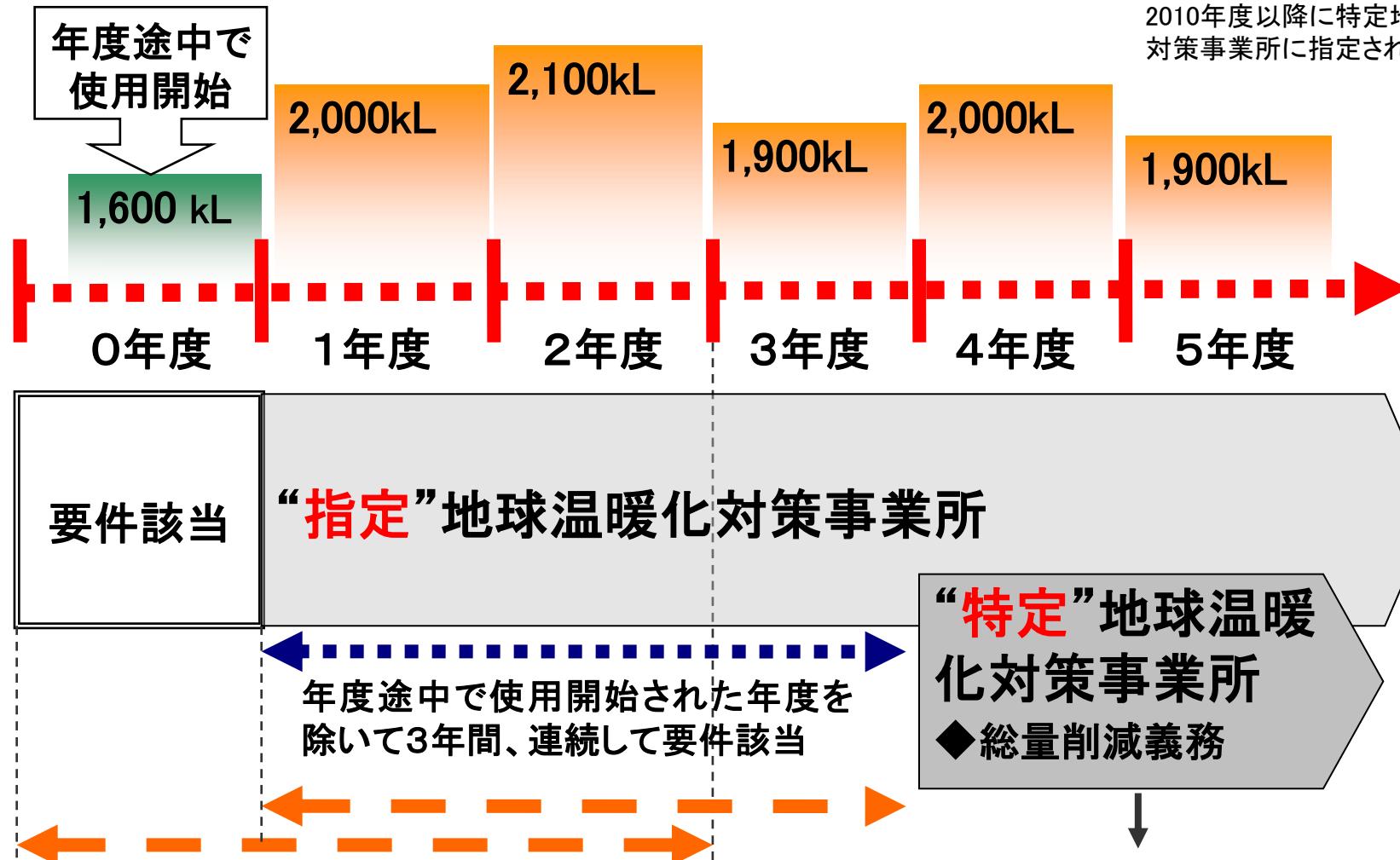
(原則)2002年度から2007年度までの間のいずれか連続する3か年度の
排出量の平均値※(どの3か年度とするかは、事業者が選択可能。)

※ 3か年度のうちに、排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合については、
その年度を除く2か年度又は単年度とすることができる。

(例)既に総量削減実績のある事業所は、より過去の年度での設定が可能



3-9. 基準排出量の算定 ~新規事業所①~



過去の実績排出量を用いる場合、削減義務期間の開始年度の4年度前から前年度までのうち、連続する3か年度の年間排出量の平均値を用いて算定

- ①過去の実績排出量
- ②排出標準原単位

3-9. 基準排出量の算定

～新規事業所②～

①過去の実績排出量に基づく方法を選択するための基準※1

- 実績排出量に係るすべての適用対象年度又は期間において、第一区分(業務系施設)、第二区分(産業系施設)の別に運用管理基準のすべての運用管理項目における運用管理条件を実施していること。
- 自己チェックを行い、東京都に運用管理報告書を提出。**(運用管理報告書については検証不要)**

第一区分事業所の運用管理項目(一部抜粋)

| 運用管理項目 | | 運用管理条件 |
|----------------------|----|--|
| 送熱 設源 備・ 熱搬 | 1 | 熱源機器不要時の運転の防止 熱源機器の起動時刻と供給先のうち最も早く起動する空調機器の起動時刻との差が1時間以内、供給先のうち最も遅い空調機器停止時刻以前の熱源機器の停止を実施 |
| | 2 | 空調用ポンプ不要時の運転の防止 空調用ポンプの起動時刻と供給先のうち最も早く起動する空調機器の起動時刻との差が1時間以内、供給先のうち最も遅い空調機器停止時刻以前の空調用ポンプの停止を実施 |
| 気空 設調 備・ 換 | 6 | 空調機器不要時の運転の防止 空調機器の起動時刻と室使用開始時刻との差が1時間以内、室使用終了時刻以前の空調機器の停止を実施 |
| | 7 | 過度な室内温度設定の防止 空調している室の室内温度の設定値又は実際の室内温度が、冷房時26℃以上、暖房時22℃以下とすること |
| 設電照 備気明 | 10 | 照明不要時の点灯の防止 室使用時間に合わせた照明の点灯消灯を実施すること |

※1 詳細は「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」P100～、「基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン」を参照のこと。

②排出標準原単位を用いた算出値※2

- 用途区別の排出標準原単位は下表に示すとおり。
- 用途区分(事業所における用途)は建築基準法の用途区分等との対応によるものとする。

| 用途区分 | 排出活動指標 [単位] | 排出標準原単位 | | |
|-------------|----------------------|-----------|-------------------------|---|
| | | 第1計画期間 | 第2計画期間 | [単位] |
| 事務所 | 床面積[m ²] | 85 | 100 | [kg-CO ₂ /m ² ・年] |
| 事務所(官公庁の庁舎) | 床面積[m ²] | 60 | 75 | [kg-CO ₂ /m ² ・年] |
| 情報通信 | 床面積[m ²] | 320 | 380 (データセンター) 610 | [kg-CO ₂ /m ² ・年] |
| 放送局 | 床面積[m ²] | 215 | 260 | [kg-CO ₂ /m ² ・年] |
| 商業 | 床面積[m ²] | 130 | 160 (食品関係) 225 | [kg-CO ₂ /m ² ・年] |
| 宿泊 | 床面積[m ²] | 150 | 180 | [kg-CO ₂ /m ² ・年] |
| 教育 | 床面積[m ²] | 50 | 60 (理系大学等) 95 | [kg-CO ₂ /m ² ・年] |
| 医療 | 床面積[m ²] | 150 | 185 | [kg-CO ₂ /m ² ・年] |
| 文化 | 床面積[m ²] | 75 | 90 | [kg-CO ₂ /m ² ・年] |
| 物流 | 床面積[m ²] | 50 | 55 (冷蔵倉庫等) 90 | [kg-CO ₂ /m ² ・年] |
| 駐車場 | 床面積[m ²] | 20 | 25 | [kg-CO ₂ /m ² ・年] |
| 工場その他上記以外※5 | 床面積[m ²] | 排出実績値の95% | | |

※2 詳細は「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」P100～、排出標準原単位の用途区分と建築基準法の用途区分等との対応はP111を参照のこと。

3-9. 基準排出量の算定 ~標準的でない年度①~

第1期:「標準的でない年度」を**1年度**のみ除き、**2か年度平均**を選択可能

第2期:「標準的でない年度」を**最大2か年度まで**除き、**2か年度平均**又は**単年度**を選択可能

1. 「標準的でない年度」の要件

次のア及びイのいずれも該当する年度

ア. 理由に係る要件

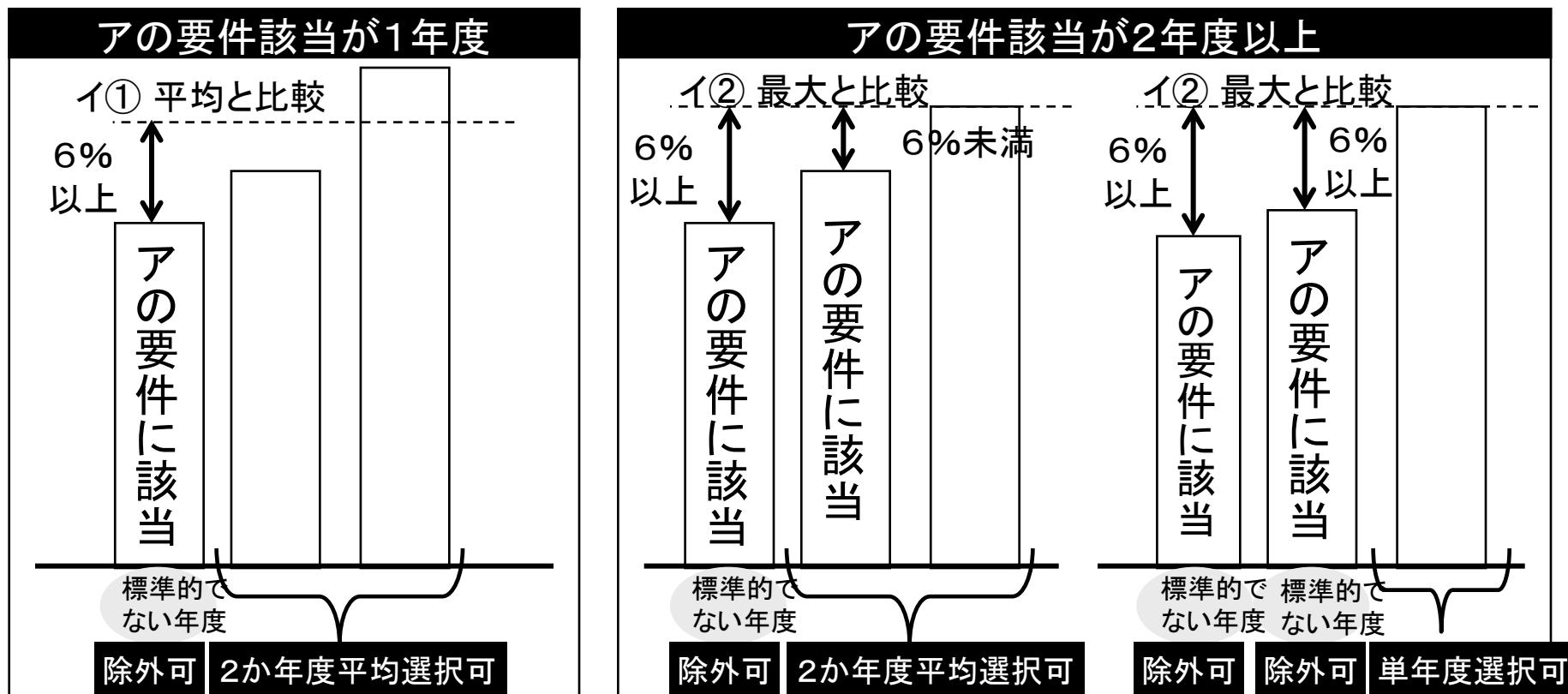
改修工事の実施により、長期間使用されない部分が相当程度ある状況 など

イ. アの理由を主な原因として、年度排出量が次のいずれかであること

- ①アの要件に該当する年度が**1年度**の場合:アの要件に該当しない**2年度分**の特定温室効果ガス年度排出量の平均値と比べて6%以上小さいこと
- ②アの要件に該当する年度が**2年度以上**ある場合:3年度のうち最も特定温室効果ガス年度排出量の大きい年度と比べて6%以上小さいこと

3-9. 基準排出量の算定 ~標準的でない年度②~

2. 「標準的でない年度」を最大2か年度まで除き、
2か年度平均又は単年度を選択できる場合 <イメージ>



3. 第1期の基準排出量を2か年度平均で決定した事業所についても、第2期の基準排出量の再計算時には単年度選択で申請することができる。

3-10. 基準排出量の変更

算定期間に事業所の用途、規模等に著しい変化があった場合、基準排出量を変更(増加又は減少)する仕組み(**義務**)

<基準排出量変更の留意点>

①算定期間の選択

【 第1計画期間 】

ア.基準年度以降



【 第2計画期間 】

ア.基準年度以降

イ. 2015年4月以降

*第2計画期間では、算定期間「イ」を選択することができます(対象条件あり)。

②対象となる変更事象

- ・床面積の増減
- ・用途変更
- ・設備の増減
- ・熱の供給先面積(熱供給事業所の場合)

*これらの要因を基に算定される増減量が、一定以上(**6%以上**)である場合に変更する必要がある。

3-10. 基準排出量の変更 ~算定期間①~

ア. 基準年度以降

基準年度以降において事業所の用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更があった場合、基準年度から状況の変更を把握し、増減量を算定する

イ. 2015年4月以降

第1計画期間から特定地球温暖化対策事業所となっている事業所に限り、第2計画期間から、2015年4月以降の状況の変更を把握し、増減量を算定することができる。

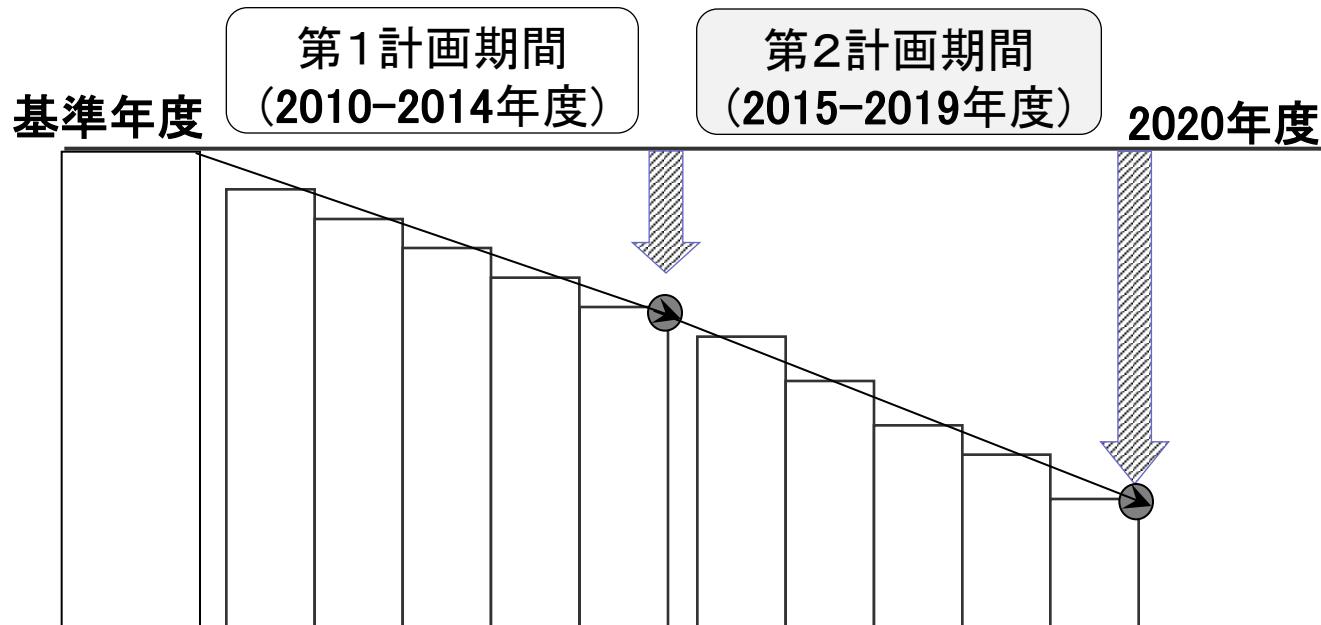
| 年度 | 基準年度 | | | ... | 第1期 | | | 第2期 | |
|--------|---------------------|-------------|-------------|-----|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | H14 2002 | H15 2003 | H16 2004 | | ... | H25 2013 | H26 2014 | H27 2015 | H28 2016 |
| 算定期間 ア | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ● |
| 算定期間 イ | この期間は基準排出量変更量の算定対象外 | | | | | | | ○ | ● |

○:用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更による排出量の増減量及び変更量の算定期間

●:基準排出量変更の要件に該当した状況の変更があった年度

3-11. 削減義務率～設定の考え方～

- 「2020年、2000年比25%削減」に必要な業務・産業部門の削減率は17%



- 第1計画期間（2010-2014年度）を
「大幅削減に向けた転換始動期」と位置づけ
8%又は6%の削減義務
- 第2計画期間（2015-2019年度）を
「より大幅なCO2削減を定着・展開する期間」と位置づけ
17%又は15%の削減義務

3-11. 削減義務率 ~区分ごとの削減義務率~

| 区分 | 削減義務率 | |
|---|--------|--------|
| | 第1計画期間 | 第2計画期間 |
| I -1 オフィスビル等※1と熱供給事業所 (「区分 I -2」に該当するものを除く。) | 8% | 17% |
| I -2 オフィスビル等※1のうち、他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している ※2事業所 | 6% | 15% |
| II 区分 I -1、区分 I -2以外の事業所 (工場等※3) | 6% | 15% |

※1 オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設、宿泊施設、教育施設、医療施設等

※2 事業所の全エネルギー使用量に占める他人から供給された熱に係るエネルギーの割合が20%以上
(特定地球温暖化対策事業所に指定された後に、熱源機器の増減等により使用割合が変更される場合は、
当該年度の地球温暖化対策計画書に「他人から供給を受けた熱の使用割合変更に関する報告書」を添えてご提出ください。

※3 工場、上下水施設、廃棄物処理施設等

《新たに特定地球温暖化対策事業所となる事業所の削減義務率》

- 第2計画期間中に新たに特定地球温暖化対策事業所となる事業所は、第1期と同等の削減義務率を適用
- 第1計画期間の途中から特定地球温暖化対策事業所となる事業所は、特定地球温暖化対策事業所になってから5年間は第1期の削減義務率を適用し、第2期の残りの期間は第2期の削減義務率を適用

3-11. 削減義務率

～新たに特定地球温暖化対策事業所となる事業所の
削減義務率～

| 期間 | 第1計画期間 | | | | | 第2計画期間 | | | | |
|--------------------|--------|--------|--------|------|------|----------|----------|--------|----------|--------------|
| 年度 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 |
| 既存 | 8%又は6% | | | | | 17%又は15% | | | | |
| 第1期の 途中から 特定 | 指定 | 8%又は6% | | | | | 17%又は15% | | | |
| | 指定 | 指定 | 8%又は6% | | | | 17%又は15% | | | |
| | 指定 | 指定 | 指定 | 8% | | 又は6% | | | 17%又は15% | |
| | | 指定 | 指定 | 指定 | | 8%又は6% | | | | 17%又は 15% |
| 第2期に 新たに 特定 | | | 指定 | 指定 | 指定 | 8%又は6% | | | | |
| | | | | 指定 | 指定 | 指定 | 8%又は6% | | | |
| | | | | | 指定 | 指定 | 指定 | 8%又は6% | | |
| | | | | | | 指定 | 指定 | 指定 | 8%又は6% | |
| | | | | | | | 指定 | 指定 | 指定 | 8%又は 6% |

3-11. 削減義務率 ~区分の決定方法~

■削減義務率の適用区分の決定及び変更の時期

- ①基準排出量を決定するとき、②トップレベル事業所の認定申請を行うため、基準排出量の決定の前に、あらかじめ区分を決定する必要があるとき、③基準排出量を変更するとき

■複合用途の事業所における区分の判断基準

- ・基準期間において区分Iの用途における特定温室効果ガス排出量の合計が、事業所全体の排出量に占める比率が50%を超えている場合、区分Iとする。

※ただし、用途ごとの床面積の比率を、特定温室効果ガス排出量の比率とみなすことができる。

- ・上記の「基準期間」については、右表に掲げる期間とする。

■他人から供給された熱に係るエネルギーの使用割合の基準年について

- ・基準排出量を決定するときは、上表の期間と同じ。
- ・基準排出量を変更するときは、変更があった年度の削減義務率は当該年度、変更があった翌年度以降の削減義務率は翌年度を基準期間とする。
- ・基準排出量は変更されないが、他人から供給された熱の大幅な利用形態の変更(地冷への加入／脱退とそれに伴う自己熱源の廃止／増設等)があったときは、基準排出量を変更するときと同様の基準期間を基に、他人から供給を受けた熱の使用割合に応じた削減義務率とする。

| 決定又は変更の時期 | 基準排出量の算定方法 | 基準期間 |
|---------------|------------------------|--|
| 基準排出量を決定するとき | 特定温室効果ガス年度排出量の平均の量 | 平均の量の算定の対象となった全ての年度 |
| | 排出活動指標値に排出標準原単位を乗じて得た量 | 削減義務期間の開始の年度の3年度前から前年度まで |
| 基準排出量の決定の前のとき | — | 削減義務期間の開始の年度の3年度前から2年度前まで |
| 基準排出量を変更するとき | — | 基準排出量を変更する要因となった状況の変更があった日以後の1年間(区分を早急に決定する必要がある場合においては、6月まで短縮することができる。) |

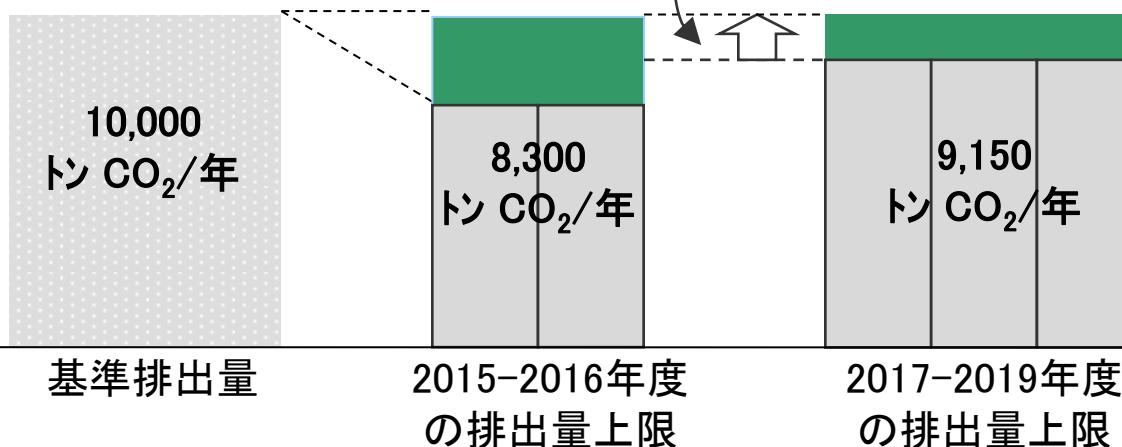
※事業所範囲変更に伴う基準排出量の決定は別途

3-12. トップレベル事業所の削減義務率

「地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所」として、「知事が定める基準」に適合すると認められたときは、当該事業所に適用する削減義務率を1／2又は3／4に緩和

(例) 2017年度から義務率1／2のトップレベル事業所と認定された場合

⇒ 2017年度以降の削減義務率が1／2 



★運用対策が基準不適合になつた場合は、認定を取消

[総量削減義務履行の状態]

●「基準排出量」: 10,000トン、 ●通常の削減義務率: ▲17%削減 の場合

①2015-2016年度(2年間): 16,600トン (8300トン(10000トン × ▲17%) × 2年間)

②2017-2019年度(3年間): 27,450トン (9150トン(10000トン × ▲8.5%) × 3年間)

⇒5年間の排出量の合計を、44,050トン以下に

※認定された年度が属する計画期間終了年度まで有効(ただし第1計画期間に認定された事業所に限り、認定後5年間有効)

3-13. 電気事業法第27条に関する緩和措置

17%又は15%の削減義務率が適用される事務所のうち、電気事業法第27条の使用制限の緩和措置(削減率0%又は5%)の要件を満たす需要設備(一部除く)に係る特定温室効果ガス排出量が当該事業所の「排出量の1/2以上」である事業所は、第2計画期間に限り削減義務率を緩和

都制度で削減義務率の緩和の対象となる需要設備

(詳細は、電気事業法第27条に関する削減義務率の緩和措置に関するガイドライン(p.1からp.7まで)参照)

| 電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所 | | |
|------------------------|------------------|-------|
| 告示番号 | 項目 | 削減率 |
| 第1号ア、イ | 医療施設、社会福祉施設等 | 削減率0% |
| 第2号ア | 情報処理システムに係る需要設備等 | 削減率0% |
| | | 削減率5% |
| 第1号エ、キ | 水道、産業廃棄物処理施設等 | 削減率5% |
| 第2号エからク | 定温倉庫、中央卸売市場等 | |

都制度 削減義務率から減ずる程度

4%

2%

第1号エ及び第2号エのうち、都施設は対象外

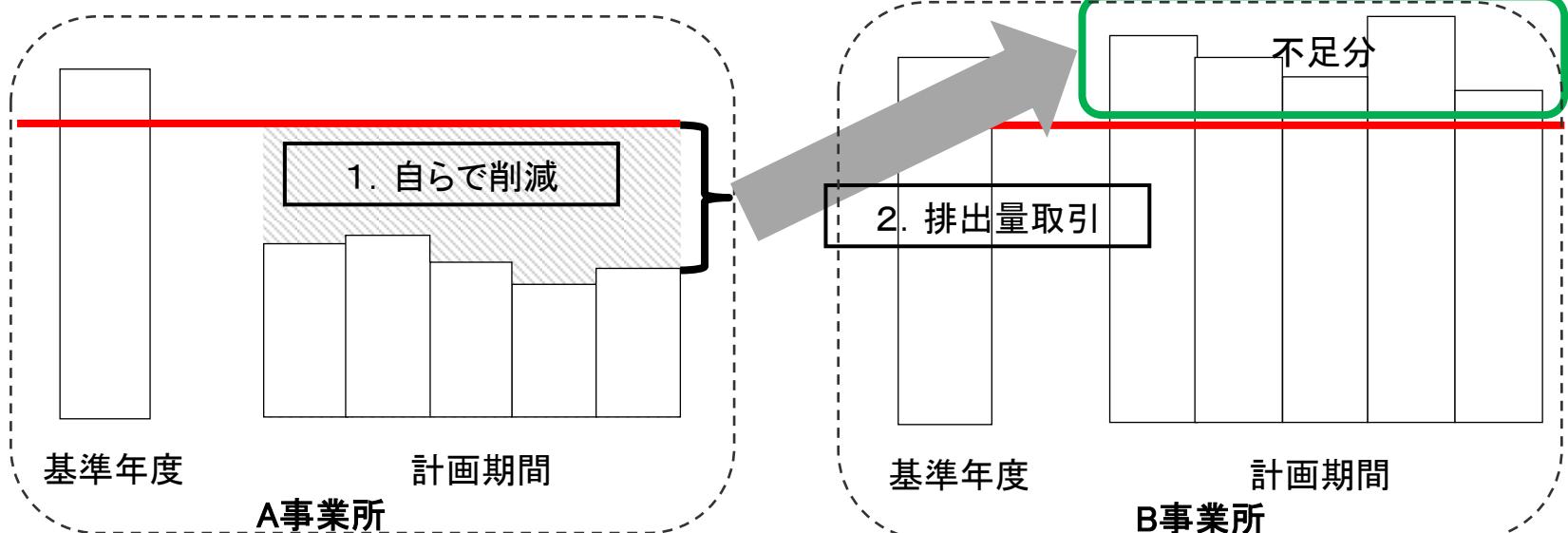
3. 総量削減義務と排出量取引制度

■義務履行手段

| | |
|--------------------------------|--------|
| 3-14. 義務の履行手段 | スライド40 |
| 3-15. 高効率機器への更新や運用対策の推進 | スライド41 |
| 3-16. 低炭素電力の選択の仕組み | スライド42 |
| 3-17. 低炭素熱の選択の仕組み | スライド43 |
| 3-18. 高効率コジェネ受入評価の仕組み | スライド44 |
| 3-19. 実効性の確保 | スライド45 |

3-14. 義務の履行手段

3. 第1計画期間からの
バンキング
(第2計画期間)



1. 自らの事業所で削減

- ①高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進など
- ②低炭素電力・熱の選択の仕組み
- ③高効率コジェネ受入評価の仕組み

2. 排出量取引

- ①超過削減量
- ②都内中小クレジット
- ③再エネクレジット
- ④都外クレジット
- ⑤埼玉連携クレジット

3. 第1計画期間からのバンキング

3-15. 高効率機器への更新や運用対策の推進

高効率機器への更新や運用対策の推進など、自らの事業所で削減対策を推進

| 熱源・空調の削減対策 | 照明・その他の対策 |
|---------------------|-----------------------|
| 高効率熱源機器の導入 | ビルエネルギー管理システムの導入 |
| 高効率空調用ポンプ及び省エネ制御の導入 | デマンドコントローラー |
| 高効率空調機の導入 | 高効率照明及び省エネ制御の導入 |
| 高効率パッケージ形空調機の導入 | 高効率変圧器の導入 |
| 空調機の変風量システムの導入 | 照度条件の緩和 |
| 外気冷房システムの導入 | 居室の昼休み及び時間外の消灯及び間引き消灯 |
| 全熱交換機の導入 | 高輝度型誘導灯・蓄光型誘導灯の導入 |
| 居室の室内温度の適正化 | 照明の人感センサーによる在室検知制御の導入 |
| 室使用開始時の空調起動時間の適正化 | 照明のタイムスケジュール制御の導入 |

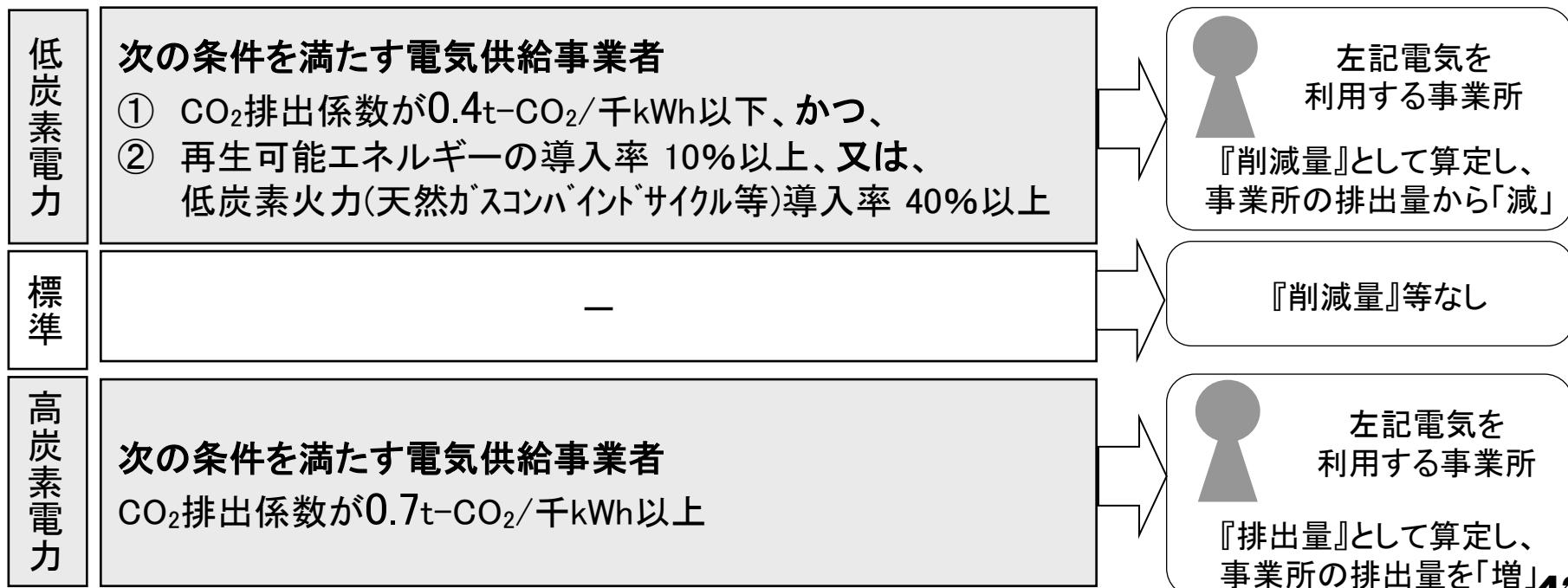
3-16. 低炭素電力の選択の仕組み

事業所の「低炭素電力の供給事業者」選択行動を促すため、事業所が選択した電気事業者の排出係数の違いを、一定の範囲で事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入

【算定式】：「算定年度排出量」＝「燃料等のCO₂」－「削減量」

(総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン(p.75からp.78まで)参照)
※削減量を算定する場合は、「削減量等算定シート」を用いて算定してください。

「低炭素電力の選択の仕組み」(イメージ)



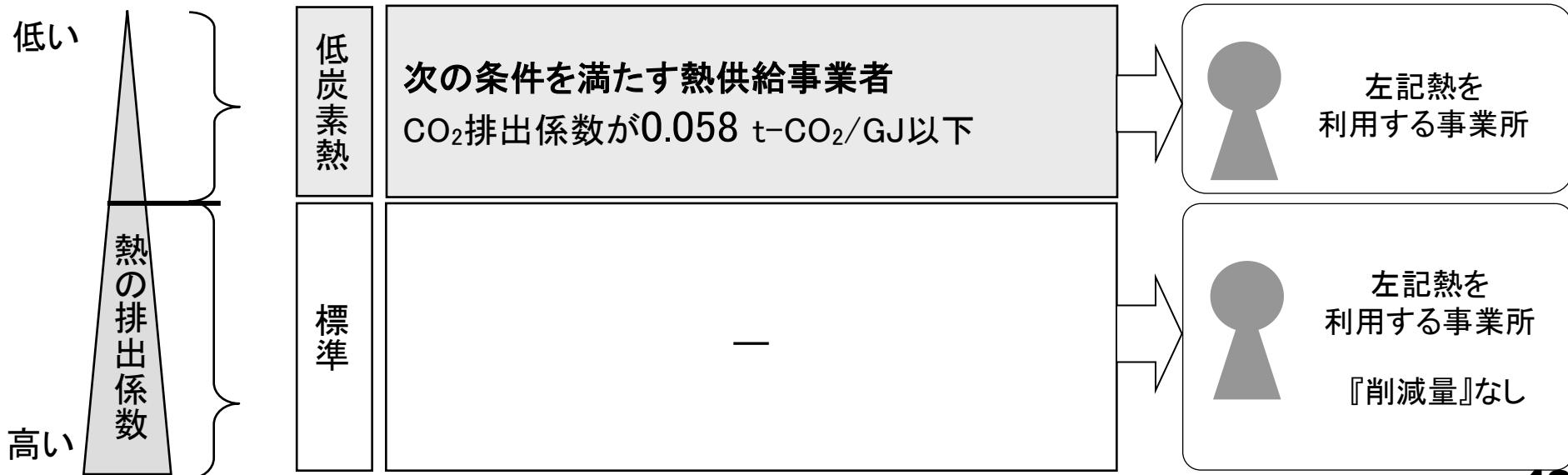
3-17. 低炭素熱の選択の仕組み

事業所の「低炭素熱の供給事業者」選択行動を促すため、電気の「低炭素電力の選択の仕組み」と同様に、事業所が供給を受ける熱供給事業者の排出係数の違いを、一定の範囲で事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入

【算定式】：「算定年度排出量」＝「燃料等のCO₂」－「削減量」

(総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン(p.78からp.80まで)参照)
※削減量を算定する場合は、「削減量等算定シート」を用いて算定してください。

「低炭素熱の選択の仕組み」(イメージ)



3-18. 高効率コジェネ受入評価の仕組み

- ① 高効率コジェネ利用による省エネ・省CO₂評価：第2計画期間における新たな電気のCO₂排出係数により、高効率コジェネの省エネ・省CO₂効果が評価されるため、第1期で実施している排出量の補正は実施しない。
- ② 「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の導入：他の事業所の高効率コジェネから受け入れる電気・熱の排出係数の低さを、一定の範囲で受入事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入

【算定式】：「算定年度排出量」＝「燃料等のCO₂」－「削減量」

(総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン(p.81からp.83まで)参照)
※削減量を算定する場合は、「削減量等算定シート」を用いて算定してください。

| | | 第1計画期間 | 第2計画期間 |
|-----------------|---|---|---------------------------|
| コジェネの設置事業所 | 高効率コジェネ利用による省エネ・省CO ₂ 評価 | 高効率コジェネの要件(都規定)に適合すれば、算定年度排出量から「削減量」を減ずる。 | ① 第1期で実施している排出量の補正は実施しない。 |
| | コジェネ電気・熱の外部供給分のマイナスカウント | 全てのコジェネに対し、外部供給分のCO ₂ 排出量をマイナスカウント | 第1期と同じ |
| コジェネ電気又は熱の受入事業所 | 高効率コジェネから受け入れている電気・熱の低CO ₂ 性能を評価 | — | ② 「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の導入 |

3-19. 実効性の確保

削減計画期間 5年間

整理期間

計画期間終了後
1年6か月間※

※削減義務量及び年度排出量確定時点で、整理期間の終了まで180日以下の場合は、それらの確定後180日を経過した日が履行期限となる

【対象事業所】

- ・義務履行状況の確認
- ・(削減計画期間終了までに削減義務が達成できていない場合)
取引による削減量(クレジット等)の取得

削減義務
未達成の場合



措置命令(義務不足量 × 1.3倍の削減)

命令違反の場合



罰金(上限50万円)

違反事実の公表

知事が命令不足量を調達しその費用を請求

3. 総量削減義務と排出量取引制度

■排出量取引

| | |
|-----------------------------|--------|
| 3-20. クレジットの種類 | スライド47 |
| 3-21. 削減量口座簿の仕組み | スライド55 |
| 3-22. 排出量取引 | スライド57 |
| 3-23. 超過削減量の発行とバンキング | スライド59 |

3-20. クレジット等の種類

削減対策の実施等によって得られた、温室効果ガスの削減量や環境価値であって、削減義務の履行への利用が可能なものを指す。以下が該当する。

| クレジット等名称 | 概要 |
|-----------|--|
| 超過削減量 | 対象事業所が義務量を超えて削減した量 |
| 都内中小クレジット | 都内中小規模事業所において認定基準に基づく対策による削減量 |
| 再エネクレジット | 再生可能エネルギー環境価値 (その他削減量:グリーンエネルギー証書又はRPS法における新エネルギー相当量などの他制度による環境価値、環境価値換算量:都が認定する設備により創出された環境価値) |
| 都外クレジット | 都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量 (削減義務量相当を超えた量に限る) |
| 埼玉連携クレジット | 埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定される超過削減量、中小クレジット |

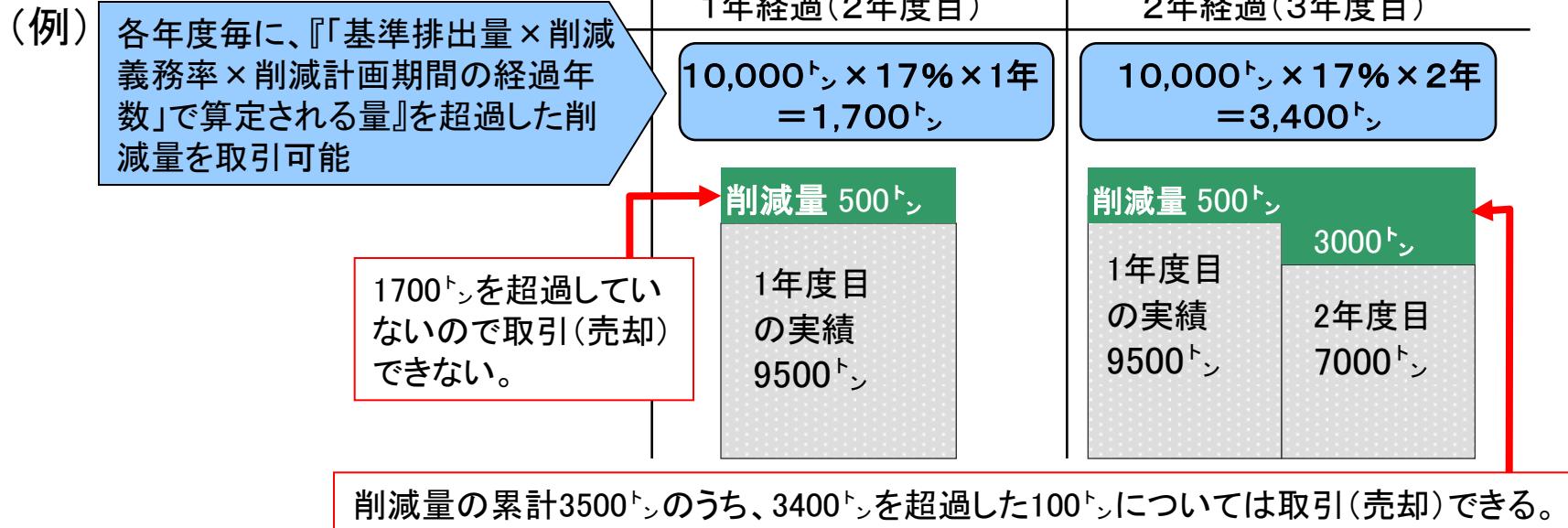
<活用有効期間(バンキング等)>

第1計画期間(2010-2014年度)クレジット等は、第2計画期間(2015-2019年度)の削減義務に利用可能。
(次の計画期間へのバンキングはできない)。

3-20. クレジットの種類 ~超過削減量①~

(ア)削減義務量を、削減計画期間の各年度に按分し、その超過量については、計画期間2年度目からの移転も可能

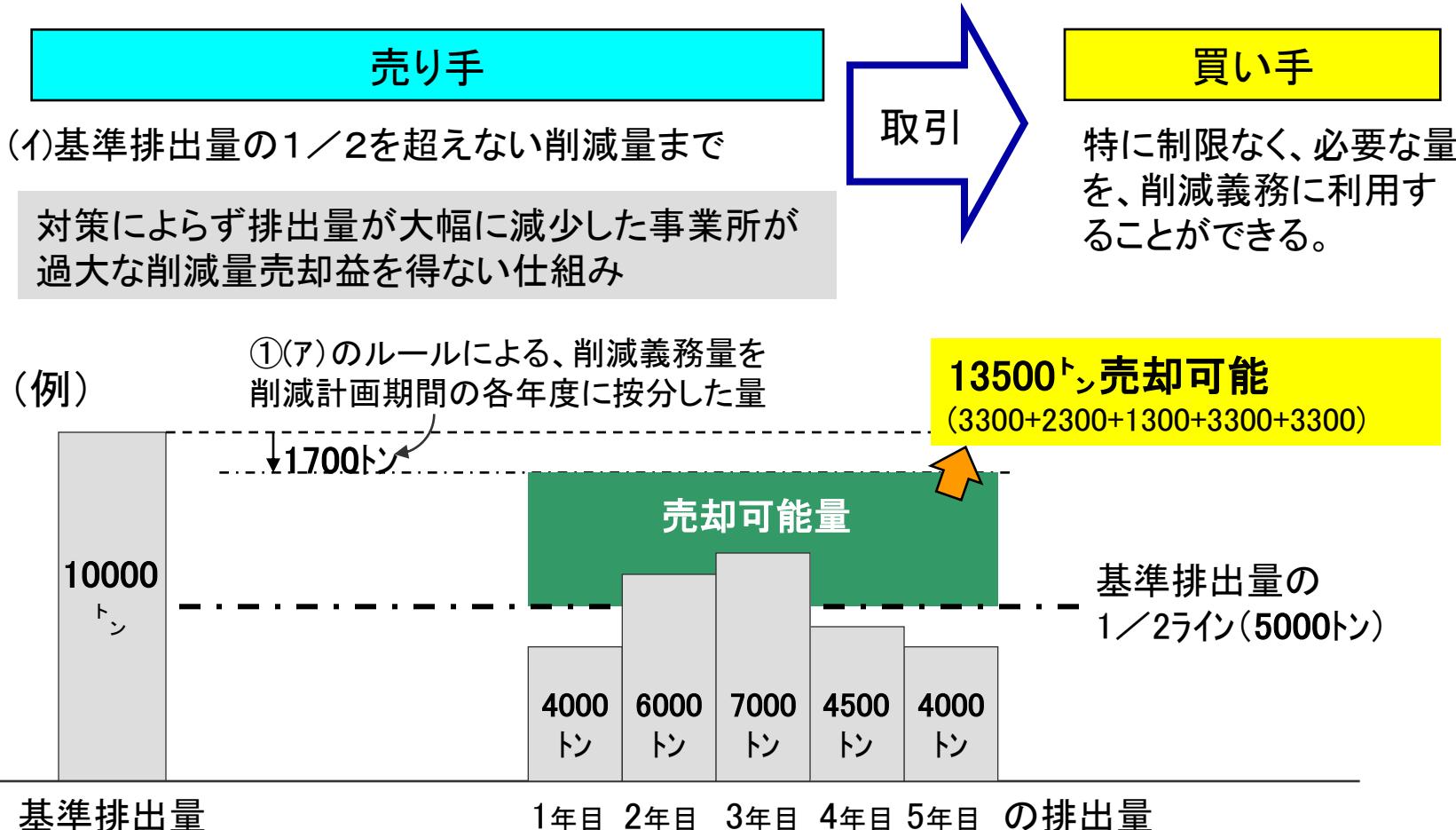
削減計画期間の終了前でも、各年度、削減義務量の一定割合を超える削減実績をあげた事業者は、その削減実績の売却が可能な仕組み



※その他ガス削減量がある場合の超過削減量の算定方法

その他ガス削減量は、排出量取引へ利用できないが、対象事業所自身の削減義務に優先的に充てることにより、CO₂削減量のうち、超過削減量として移転できる量を増加させることが可能

3-20. クレジットの種類 ~超過削減量②~



3-20. クレジットの種類

～都内中小クレジット（都内削減量）～

売り手

(ア)地球温暖化対策報告書(中小規模事業所が作成する報告書)を提出している事業所

(イ)事業所範囲は、原則として建物単位とし、テナント単位、区分所有者単位等建物の一部分とすることも可能(ただし、重複申請はできない)。複数の建物等をまとめて申請することも可能。

※中小規模事業所の設備更新権限を有する者又は当該権限を有する者から同意を得た者が申請できる。

<特長>

●削減量の算定・検証手続きの簡素化により、中小規模事業所の排出量取引への参加を促進する仕組み

●都があらかじめ提示する削減対策項目に基づき、高効率な設備機器への更新など、都内中小規模事業所における自らの削減対策を促進

買い手

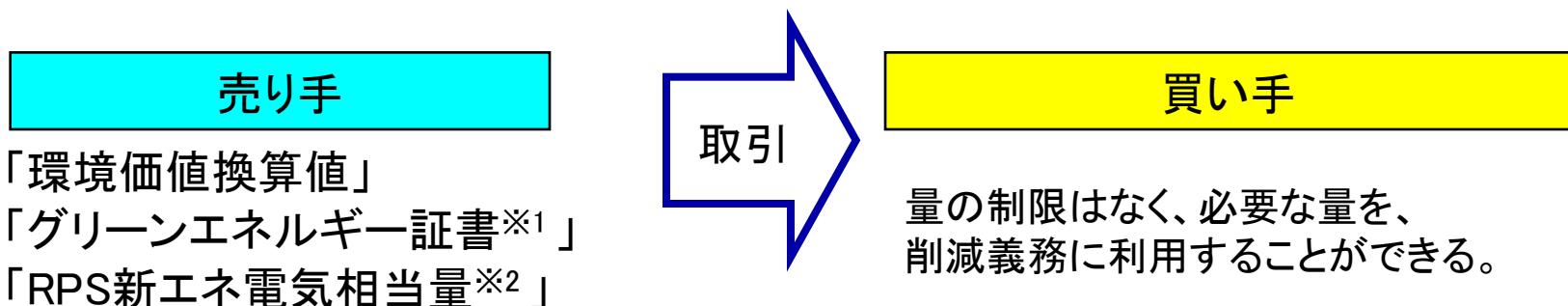
取引

特に制限なく、必要な量を、削減義務に利用できる。

●削減対策項目のイメージ

| 区分 | 削減対策項目 | 区分 | 削減対策項目 |
|----------------|----------------------|---------------|-----------------------------|
| 1.熱源・熱 搬送設備 | 高効率熱源機器の導入(1.1) | 3.照明・電 気設備 | 高効率照明器具の導入(3.1) |
| | 高効率冷却塔の導入(1.2) | | 高輝度型誘導灯の導入(3.2) |
| | 高効率空調用ポンプの導入(1.3) | | 高効率変圧器の導入(3.3) |
| | 空調用ポンプの変流量制御の導入(1.4) | | 照明の省エネ制御の導入(3.4) |
| 2.空調・換 気設備 | 高効率パッケージ形空調機の導入(2.1) | 4.その他 | 高効率給湯システムの導入(4.1) |
| | 高効率空調機の導入(2.2) | | エレベーターの省エネ制御の導入(4.2) |
| | 全熱交換器等の導入(2.3) | | 高効率コンプレッサーの導入(4.3) |
| | 高効率空調・換気用ファンの導入(2.4) | | その他の高効率ポンプ・プロア・ファン等の導入(4.4) |
| | 空調の省エネ制御の導入(2.5) | | 高効率冷凍冷蔵設備の導入(4.5) |
| | 換気の省エネ制御の導入(2.6) | | 高効率工業炉の導入(4.6) |
| | | | 高性能ガラス等の導入(4.7) |

3-20. クレジットの種類 ~再エネクレジット①~



※1 平成20年度以降に発行又は発電(熱)されたもの。

※2 平成20年度以降に発行又は発電されたものであって、
RPS法上の義務履行に活用されていないものに限る。

●本制度において再エネクレジットを認めるもの

I 太陽光(太陽熱を含む)、風力、地熱、水力(1,000kW以下)

IIバイオマス

- ①バイオマス比率が95%以上のものに限る
- ②黒液を除く

左記の再生可能エネルギーによる電気又は熱の利用の場合、クレジット(削減量)の量については、以下により換算

1.5倍

* 対象事業所内において発電設備等を導入し、自ら使用している場合の換算方法については再エネクレジット算定ガイドラインを参照

1.0倍

*「太陽熱」の再エネクレジットについては、当面、グリーン熱証書のみ算定できる(算定ガイドライン参照)

3-20. クレジットの種類 ~再エネクレジット②~

●対象となる再生可能エネルギーの種類

太陽光(太陽熱を含む)、風力、地熱、水力(千kW以下)、バイオマス(①バイオマス比率が95%以上のものに限る。②黒液を除く。)

●電力量(熱量)認証申請・再エネクレジット発行申請の対象者

当該グリーン電力(熱)証書の最終所有者(グリーンエネルギー認証機関に届け出た最終所有者)であり、かつ本制度対象事業所の削減義務者であるもの

●留意事項

当該グリーン電力(熱)証書の使用目的(用途)について、本制度へ利用することが明確になっていること

※ ただし、2008年度、2009年度に発行したものについては、使用目的が合致しない又は確認できない場合であっても、本制度対象事業所への利用としてCSRレポート等に報告を行ったグリーンエネルギー証書であれば利用可能

3-20. クレジットの種類

～都外クレジット（都外削減量）～

売り手

買い手

- 基準年度の年間エネルギー使用量が1500kℓ以上で、基準排出量が15万トン以下の都外大規模事業所（中小規模事業所は当面、対象外とする。）
- 当初申請時及び削減量認定申請時に、設備導入対策の実施による推計削減率の合計が、都が指定する推計削減率以上であること。

取引

削減義務量の1／3までを上限として、削減義務に利用できる。

- 都制度の最大の目的は、都内でのCO₂総量削減の実現
- 都外クレジットは、計画的な省エネ投資を全国的に進める企業の対策の効率性を考慮し、都制度の対象事業所と同等規模の都外事業所における、省エネ対策による削減量の利用を、都内での削減努力を損なわない範囲で利用可能とするもの

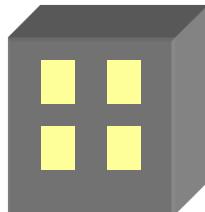
＜削減量の算定方法＞

- 都外クレジットを発行する場合、都内大規模事業所と同様の削減義務がかかっているものとして、削減量（各年度ごとに都が指定する削減率を上限とする。）のうち、削減目標率（都が指定する削減率）を超えた量を、都外クレジットの量とする。

3-20. クレジットの種類 ~埼玉連携クレジット~

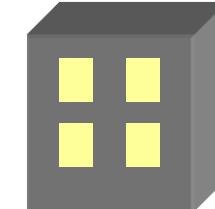
①超過削減量

売り手
(埼玉県内事業所)



次の事業所で創出された超過削減量
・基準排出量が15万トンCO₂以下
・計画期間を通して目標達成
(都制度でいう義務履行)ができている

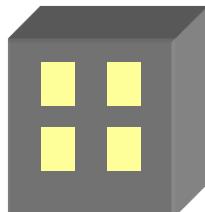
買い手
(都内事業所)



取引

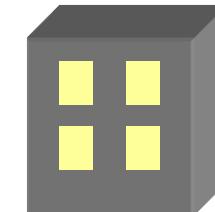
②県内中小クレジット

売り手
(埼玉県内事業所)



・埼玉県の県内中小クレジットとして埼玉県
から発行を受けたもの

買い手
(都内事業所)



取引

※埼玉県の再エネクレジット、県外削減量、森林吸収クレジットは都県をまたいで移転できない。

※東京都のクレジットを埼玉県の事業所に移転することも可能。

3-21. 削減量口座簿の仕組み

●削減量口座簿とは

クレジットの登録、移転、削減義務への充当などの記録を管理するための仕組み(電子システム)
削減量口座簿上の記録は、事業者からのクレジットの発行、振替等の申請に基づき、都が行う。

●削減量口座簿の仕組み ~ 指定管理口座と一般管理口座の役割

指定管理口座 : 削減義務対象事業所の義務履行に向けた状況を表す管理簿 ※資産の所有状況を記録するものではない。

- ・開設者: 対象事業者
- ・指定地球温暖化対策事業所ごとに、1つずつ開設(複数の対象事業者がいる場合は、その代表者として口座管理者を置くことができる。)

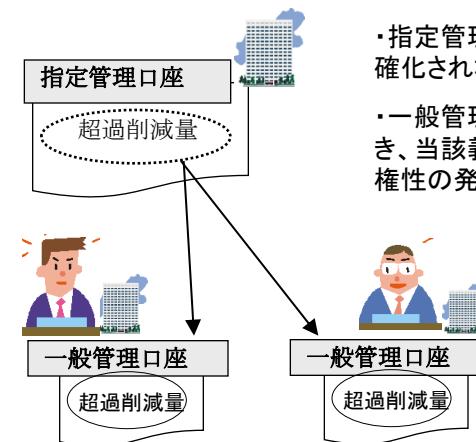
一般管理口座 : 取引対象となるクレジット等の資産について、事業者ごとの所有状況を記録するもの

- ・開設者: 取引参加者(対象事業者及びそれ以外で排出量取引への参加を希望するもの)
- ・対象事業者及び口座管理者は、一法人又は一個人につき複数の口座を開設可能(それ以外の者は、原則として一法人又は一個人につき一口座のみ開設可能)

知事の管理口座 : 義務充当の記録など、制度運用のために必要な口座

| パターン | 移転の意味 |
|--------------------|---|
| 一般管理口座 ⇒ 一般管理口座 | 一般的な排出量取引。クレジット等の所有者の記録が変更される。 |
| 指定管理口座 ⇒ 一般管理口座 | 指定管理口座に記録された超過削減量について、義務者の中で所有者を決めるために移転する。 |
| 一般管理口座 ⇒ 指定管理口座 | 事業所の義務を履行する(義務充当口座へ移転する)ために、まずその事業所の指定管理口座へ移転。一度指定管理口座に移転されたクレジット等は、一般管理口座へ戻すことはできない。 |
| 指定管理口座 ⇒ 指定管理口座 | この移転はできない。必ず一般管理口座を経由しなければならない。 |

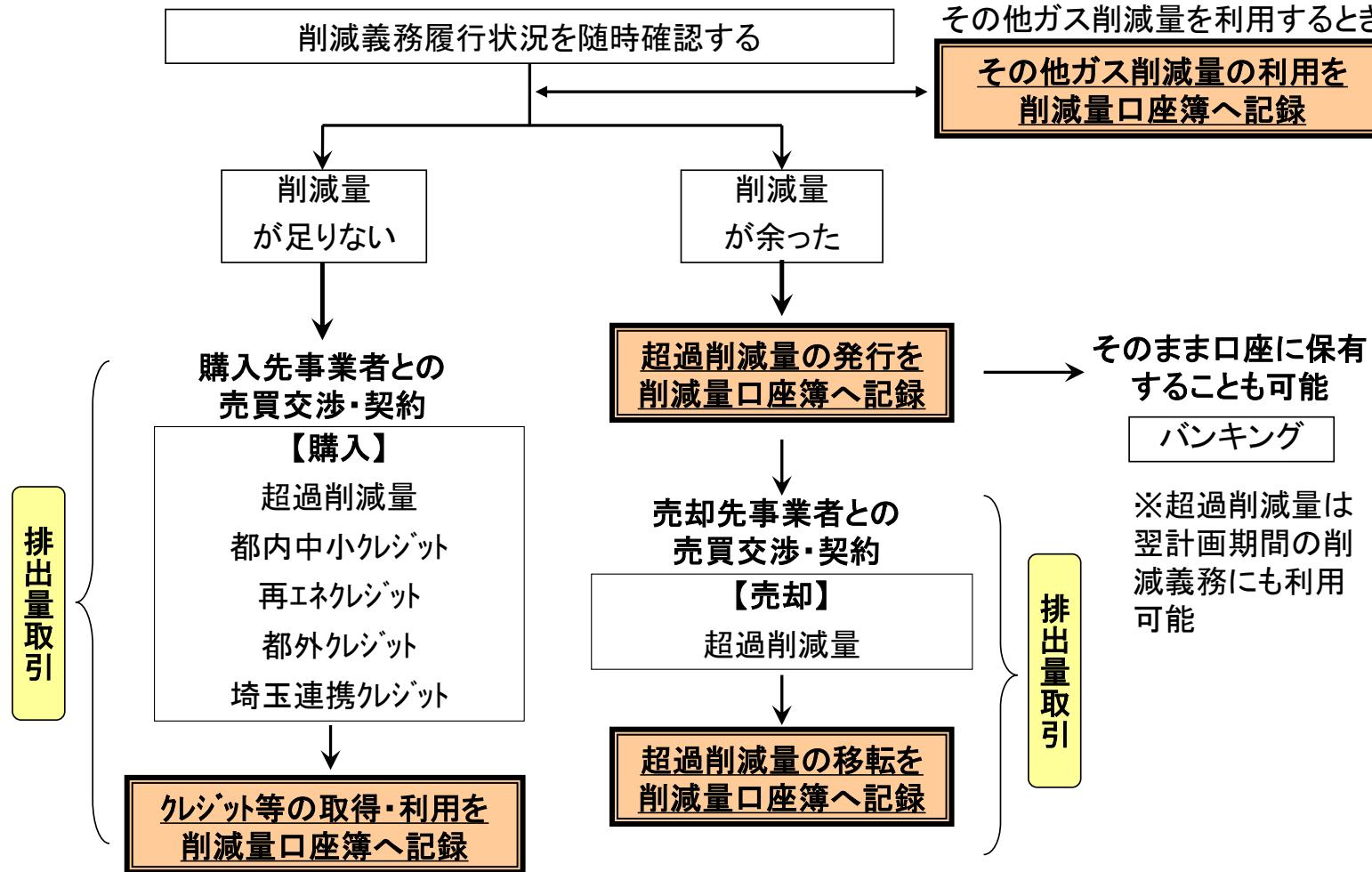
(例) 義務者(所有者)が2名いる場合の超過削減量の取扱い



- ・指定管理口座上では、所有割合は明確化されない(財産権性なし)
- ・一般管理口座に移転し、記録されたとき、当該義務者の所有物となる(財産権性の発生)

3-21. 削減量口座簿の仕組み

～口座開設以降の流れ～



3-22. 排出量取引 ~取引の相手方~

- 排出量取引は、取引の当事者間で行うことが基本
- クレジットの販売(購入先)の見つけ方
 - ・ 総量削減義務と排出量取引システムにおける見積受付情報登録を利用
 - ・ 都制度で利用可能なクレジットを販売又は仲介業務を行っている民間クレジット仲介事業者やグリーンエネルギー証書発行事業者を利用

過去のマッチングフェア出展者一覧(環境局HP)

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/trade.html#tyuukai

3-22. 排出量取引 ~取引価格~

● 基本的考え方

- ・排出量取引の取引価格は、取引する当事者同士の交渉・合意により決定される。
- ・取引価格に対する上限価格、下限価格等の制約は特に定めない。

● 都が公表する価格情報

- ・都が供給したオフセットクレジットの販売価格(平成27年度は実績なし)
- ・クレジット等の移転申請書に記載される申告価格(統計処理した情報・申告件数が少ないため現在は未公表)
- ・都の調査による査定価格

詳しくは次のホームページをご参照ください。

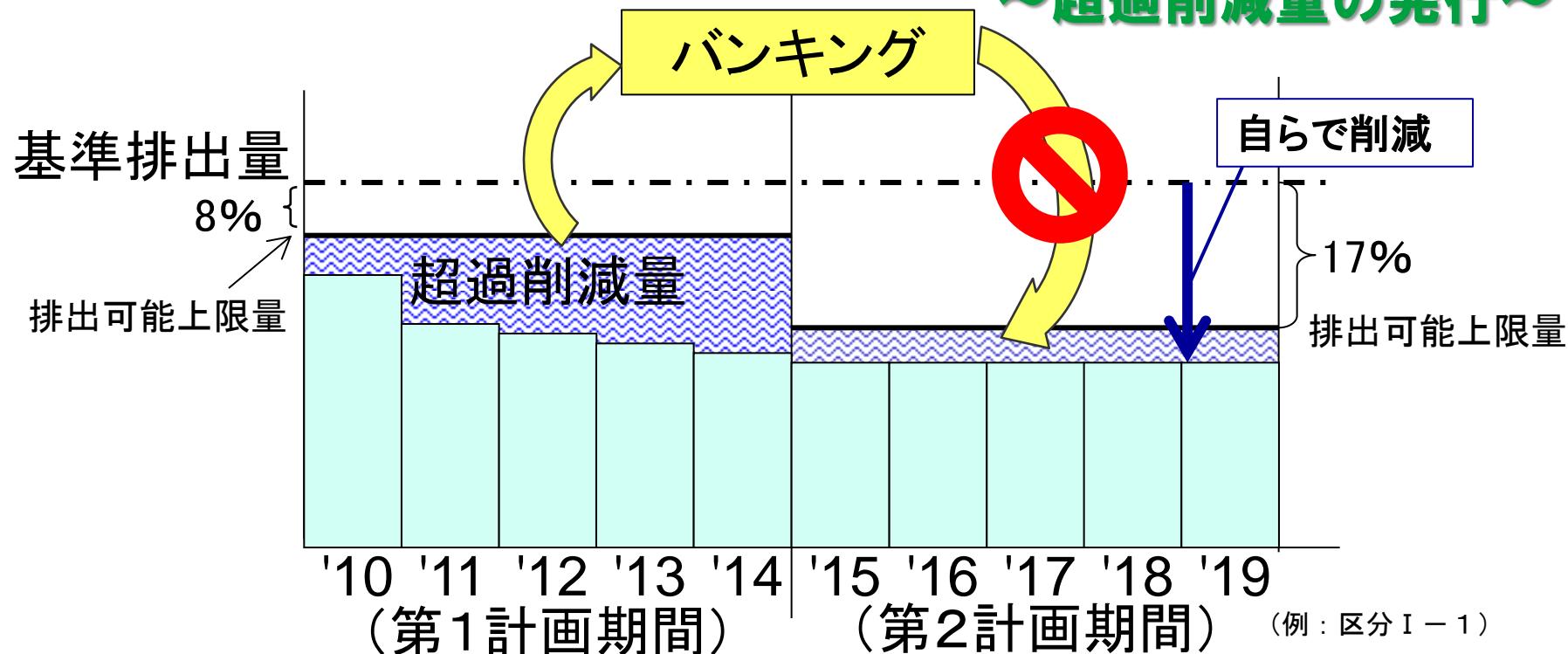
https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/trade.html

3-23. 超過削減量の発行とバンキング

- ・超過削減量を発行しないと、バンキングや売却はできない。
第1計画期間の超過削減量の発行は、義務履行期限(2016年9月末)までに行う必要がある。
- ・第1計画期間における超過削減量の発行は申請によることが原則。5年分の排出量の確定後であれば、第1計画期間の超過削減量をまとめて発行することができる。
- ・超過削減量が発行され、指定管理口座(又は一般管理口座)に記録されれば、それ以上は特段の手続をすることなく、バンキングできる。
- ・他の事業所へ移転せず、その事業所の第2計画期間の削減義務を利用するだけなら、指定管理口座でバンキングすればよく、一般管理口座は開設しなくてもよい。

3-23. 超過削減量の発行とバンキング

～超過削減量の発行～



《第2計画期間において自らの削減により義務達成できる場合》

バンキングしてある第1計画期間の超過削減量を第2計画期間の削減量に充当することはできません。

3-23. 超過削減量の発行とバンキング ～バンキング①～

バンキングされた超過削減量等の取扱い

第1期と比較して第2期のCO₂排出係数が大きくなる場合は、その影響を反映するために、超過削減量等のバンキング量に都が規定する倍率を乗じて算定した量を第2期に利用できるようにする。

$$\text{第1期のバンキング量} \times \text{倍率} = \text{第2期に利用できる量}$$

| バンキング量に乗ずる倍率(都規定) | |
|-------------------|---|
| 超過削減量 | <ul style="list-style-type: none">原則、超過削減量及び都外クレジットを創出した事業所の第1期と第2期の基準排出量比で倍率を設定実際には次の値を使用 |
| 都外クレジット | <p>基準排出量改定(再計算)時の排出係数の変更に伴う増加率</p> <ul style="list-style-type: none">○基準年度の増加率 ○都が定める倍率(1.21) ○2013年度排出量の増加率このうち、自事業所が選択したいずれかの倍率(※)「基準排出量改定算定書」で確認可能。 |
| 再エネクレジット | <ul style="list-style-type: none">第1期と第2期の排出係数比で倍率を設定 |
| その他ガス削減量 | ※その他ガス削減量のうち、第2計画期間に係数が増加しないものは増量しない。(例:N ₂ O, SF ₆) |
| 都内中小クレジット | <ul style="list-style-type: none">中小規模事業所での手続の簡素化のため、一律の倍率(中小規模事業所では電気の使用比率が高い状況を踏まえ、電気の排出係数比)を設定 <p>倍率=第2期の電気の排出係数(0.489t-CO₂/千kWh)÷第1期の電気の排出係数(0.382t-CO₂/千kWh)</p> |
| 埼玉連携クレジット | <ul style="list-style-type: none">埼玉県既定の倍率を適用 |

※第2計画期間に排出量取引を行う場合、契約の際に増量の倍率を伝える等、バンキングの増量があること等を注意して実施すること

3-23. 超過削減量の発行とバンキング ～バンキング②～

超過削減量、都外クレジットの増量イメージ

①(2017年度の一斉増量時に)創出した事業所にクレジットがある場合

A事業所

(例) 創出した事業所Aの倍率
第1期の基準排出量10,000トン
第2期の基準排出量12,200トン
倍率= $12,200 \div 10,000 = 1.22$

クレジット

100t-CO₂



創出事業所Aの倍率

122t-CO₂

②(2017年度の一斉増量時に)クレジットが移転していた場合

A事業所

(例) 創出した事業所A

倍率1.22

クレジット

100t-CO₂

移転

100t-CO₂

創出事業所A
の倍率

122t-CO₂

B事業所

(例) クレジット
移転先B事業所
倍率1.1

3. 総量削減義務と排出量取引制度

■計画書の提出と公表

| | |
|-------------------------------|---------------|
| 3-24. 制度の主な流れ | スライド64 |
| 3-25. 地球温暖化対策計画書の提出と公表 | スライド65 |
| 3-26. 検証 | スライド66 |
| 3-27. テナントビルへの対応 | スライド67 |

3-24. 制度の主な流れ

東京都(知事)

削減計画期間

整理期間※

(前年度のエネルギー使用量が
1,500kL以上となった場合)

指定に係る確認書の届出
(排出状況の届出)

届出(10月末まで)

「指定地球温暖化対策事業所」として指定

地球温暖化対策計画書の作成・公表

- 削減目標
- 削減対策の計画、実施状況
- 前年度の温室効果ガス排出量
- 削減義務履行状況 など

特定テナント等
地球温暖化対策
計画書

◇自らの削減対策の実施

毎年度提出(11月末まで)

(3年連続1,500kL以上で)「特定地球温暖化対策事業所」として指定

基準排出量の申請

申請(「特定地球温暖化対策事業所」となった年度の9月末まで)

基準排出量の決定、
削減義務率区分の決定

削減義務量の確定
(排出可能上限量の決定)

通知

毎年度提出(11月末まで)

地球温暖化対策計画書の
作成・公表(再掲)

特定テナント等
地球温暖化対策
計画書

- 計画内容の確認・助言、公表等
- 義務履行に向けた進捗状況の確
認・助言、公表等

指導、助言等

○総量削減義務履行状況の確認

計画期間終了までに削減義務が達成できていない場合:
取引による削減量の取得

※第1計画期間：2010年度から2014年度まで(整理期間は2016年9月まで)

第2計画期間：2015年度から2019年度まで(　　〃　2021年9月まで)

指定

対象事業所

特定

3-25. 地球温暖化対策計画書の提出と公表

＜地球温暖化対策計画書の提出＞

制度対象となる大規模事業所は、毎年、以下の事項等を記載した地球温暖化対策計画書を作成し、知事に提出する（特定温室効果ガスの年度排出量、基準排出量、その他ガス削減量等については、登録検証機関の検証が必要）。

●削減目標：削減義務率（第1計画期間：8%又は6%、第2計画期間：17%又は15%）以上の目標値（定量的な目標）を定める。

●目標を達成するための措置の計画及び実施状況：自らの事業所における削減対策と排出量取引の活用により、経済的・技術的に実施可能な対策を行い、その実績を把握する。

●特定温室効果ガスの年度排出量：毎年度、排出状況を把握し対策の進捗状況を確認する。

●その他ガスの年度排出量：排出量が多い場合、目標を定めるよう努める。当該事業所の排出量の1／2以上である場合は、定量的な目標を定める。

※指定相当地球温暖化対策事業所については、指定地球温暖化対策事業所に準ずる。ただし、検証は不要。

※この他、大規模なテナント事業者は、特定テナント事業者として、独自の対策を記載する計画書を作成・提出し、その計画に基づき対策を推進する義務がある。

＜公表＞

●制度対象となる大規模事業所は、削減義務量及び基準排出量、計画期間、目標を達成するための措置の計画及び実施状況、前年度の年度排出量等を公表しなければならない。

⇒インターネット又は事業所における備え置き、掲示等による公表

●知事は、計画期間、削減目標及び削減目標を達成するための措置の計画及び実施状況、前年度の年度排出量等を公表するものとする。

3-26. 検証

● 検証の必要性

削減義務の履行、排出量取引を公正なものとするため、本制度では東京都に登録した検証機関の検証を義務付けている。

● 検証を要するもの

本制度対象事業所：

基準排出量の申請（当初のみ）、排出量の報告（毎年度）、
トップレベル事業所の認定申請、その他ガスの削減量の認定

その他の事業所：

排出量取引に利用する削減量や再生可能エネルギー環境価値※の認定
※グリーンエネルギー証書化されたものについては、改めて検証機関の検証は不要

● 登録済の検証機関

東京都環境局ホームページに一覧を掲載

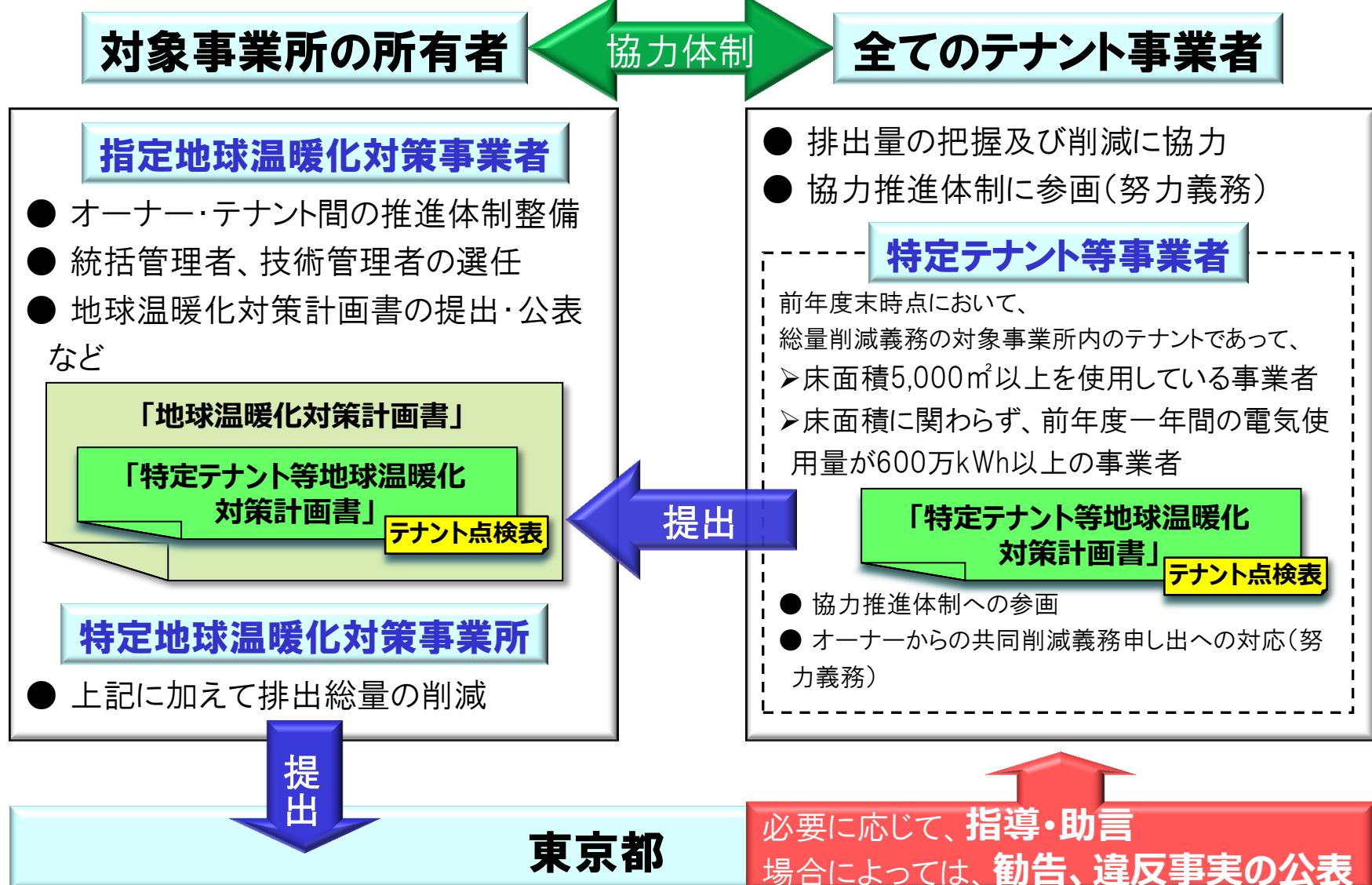
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/authority_chief/registered_agency.html

● 登録検証機関の評価制度

東京都環境局ホームページに評価結果を掲載

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/authority_chief/hyouka/hyouka_kekka.html

3-27. テナントビルへの対応



4. 制度実績

4-1. 平成26年度CO₂排出量削減実績

スライド69

4-1. 平成26年度CO₂排出量削減実績①

- 平成26年度は、基準排出量比25%削減を達成
- 5年間で約1400万トンの排出量削減

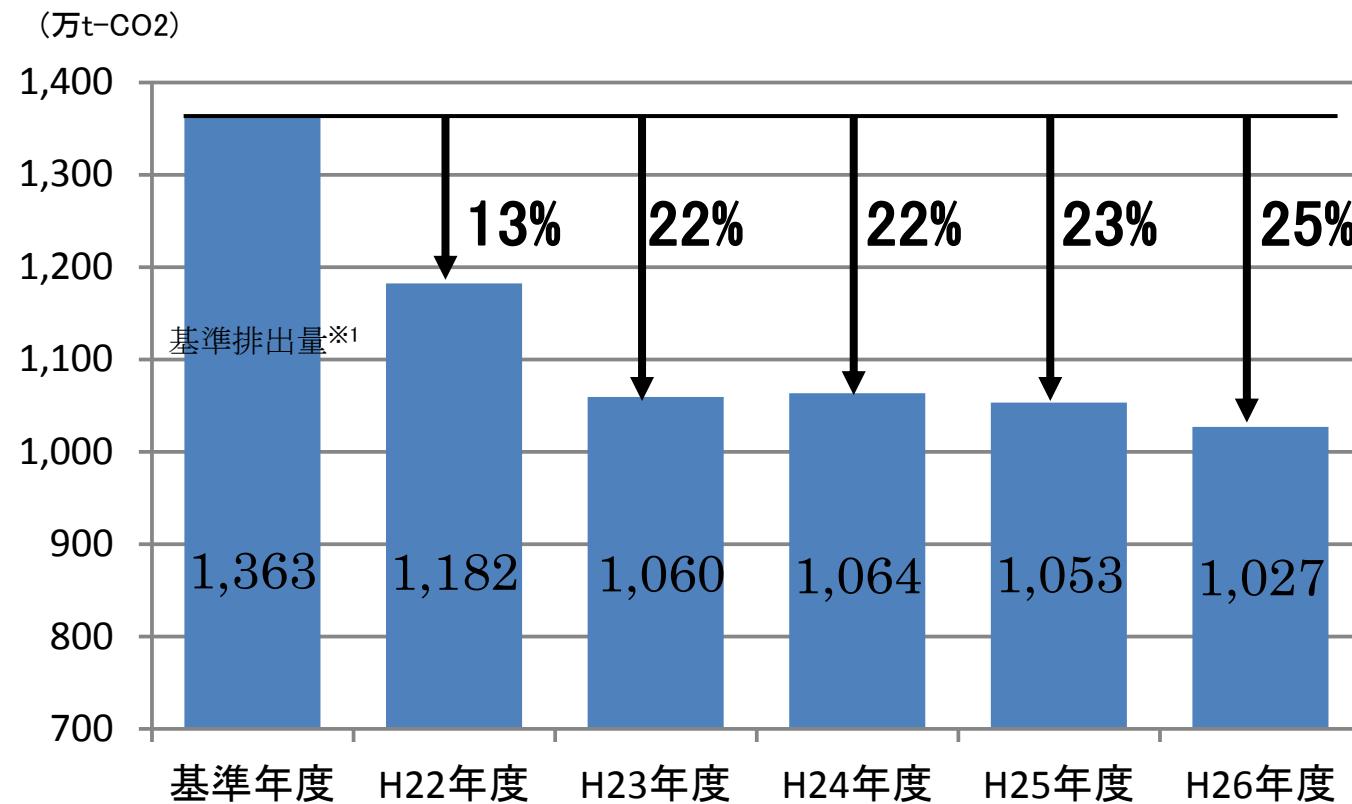


図1 対象事業所の総CO₂排出量の推移

※1 基準排出量とは、事業所が選択した平成14年度から平成19年度までの間の いずれか連続する3か年度排出量の平均値
※2 平成28年1月12日時点での集計値

4-1. 平成26年度CO₂排出量削減実績②

- 第1計画期間は9割の事業所が義務達成の見込み
- 全国と比較し、継続的かつ大幅に削減

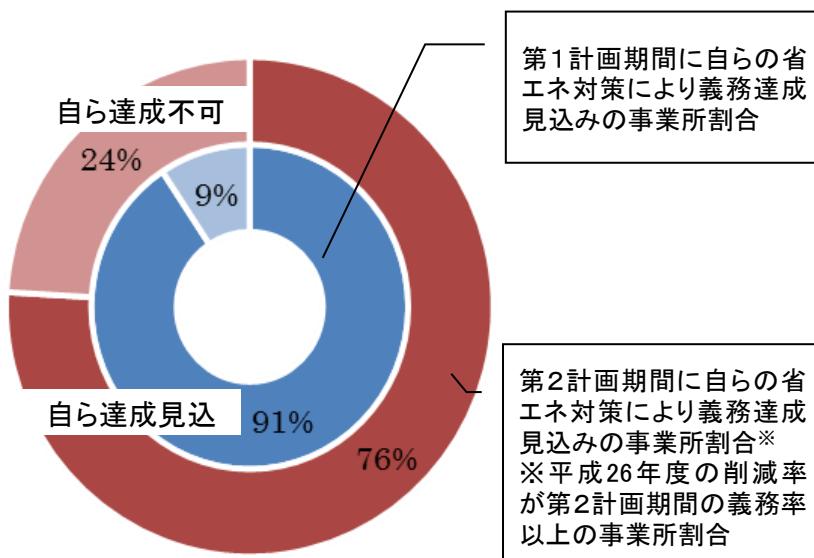


図2 H26年度実績による削減義務達成割合
内円(第1計画期間)、外円(第2計画期間)

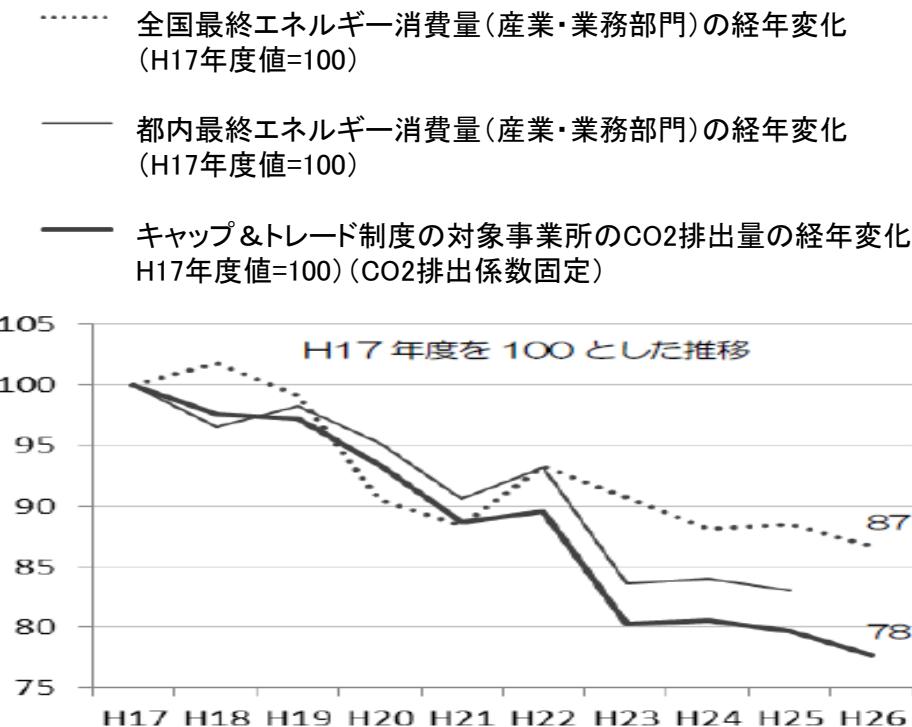


図3 全国(産業・業務)、都(産業・業務)及びキャップ＆トレード制度対象事業所のCO₂等削減の比較

4-1. 平成26年度CO₂排出量削減実績③

●多くの事業所で実施された照明・空調の省エネ対策

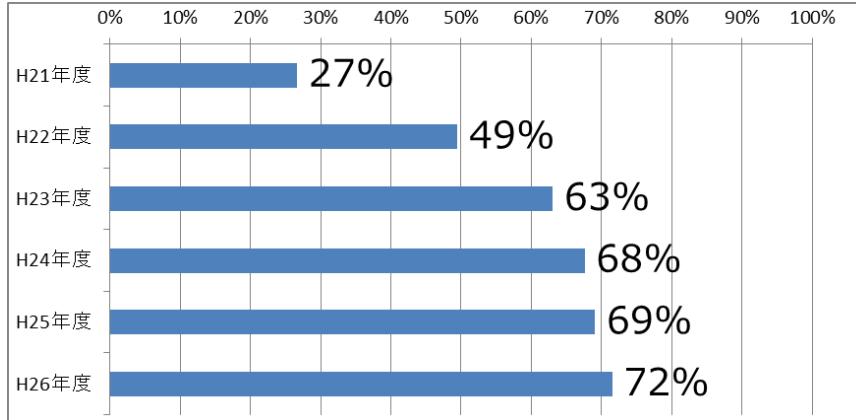


図4 照明対策を実施した事業所割合

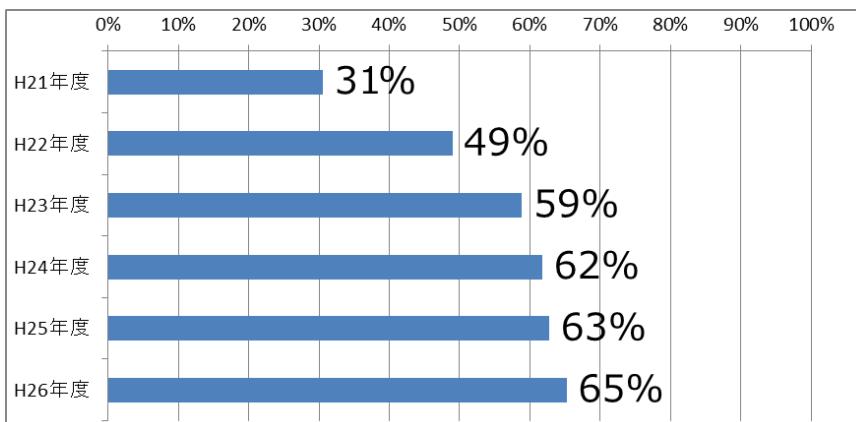


図5 空調対策を実施した事業所割合

・制度開始後、エネルギー使用量の大きい照明と空調設備の省エネ対策が多くの事業所で取り組まれた。

・震災直後の平成23年度には対策を実施した事業所割合が上昇し、その後も継続して対策を実施している。

4-1. 平成26年度CO₂排出量削減実績④

●新たな省エネ対策が計画されており、削減量が増大

| 熱源・空調の削減対策 | 件数 | トン数 |
|-------------------------------|-----|---------|
| 高効率熱源機器の導入 | 317 | 127,583 |
| 高効率空調用ポンプ及び省エネ制御の導入 | 308 | 28,182 |
| 高効率空調機の導入 | 293 | 27,101 |
| 高効率パッケージ形空調機の導入 | 58 | 2,172 |
| 空調機の変風量システムの導入 | 26 | 5,024 |
| 外気冷房システムの導入 | 233 | 19,943 |
| CO ₂ 濃度による外気量制御の導入 | 99 | 15,808 |
| 全熱交換機の導入 | 41 | 3,286 |
| 高効率ファンの導入 | 230 | 12,149 |
| 夏季居室の室内温度の適正化・クールビズ | 86 | 10,032 |
| ウォーミングアップ制御の導入 | 28 | 476 |
| 室使用開始時の空調起動時間の適正化 | 120 | 12,245 |

| 照明・その他の対策 | 件数 | トン数 |
|-----------------------|--------|-----------|
| ビルエネルギー管理システムの導入 | 39 | 5,726 |
| うち、見える化 | 10 | 1,153 |
| デマンドコントローラー | 5 | 532 |
| 高効率照明及び省エネ制御の導入 | 1,208 | 84,018 |
| うち、LED | 954 | 66,376 |
| うち、Hf | 90 | 7,694 |
| うち、センサー | 80 | 3,005 |
| 照度条件の緩和 | 256 | 18,953 |
| 居室の昼休み及び時間外の消灯及び間引き消灯 | 24 | 768 |
| エレベーターの省エネ制御の導入 | 93 | 1,954 |
| その他 | 5,953 | 740,204 |
| 合計 | 10,551 | 1,194,382 |

表1 計画書に記載された削減対策

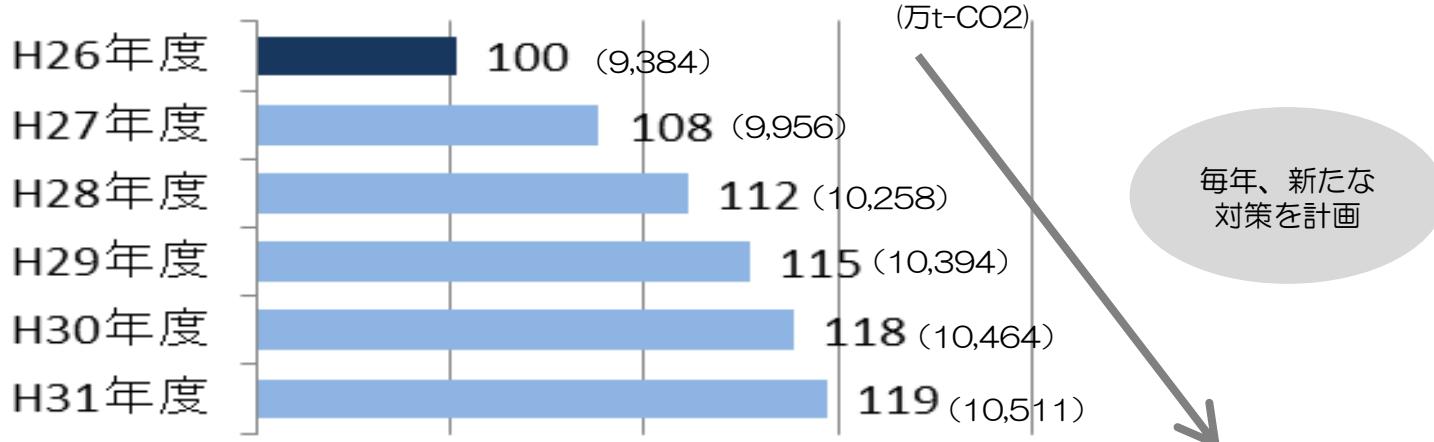


図6 対象事業所が計画した対策削減量

5. お知らせ

| | |
|-------------------------------|--------|
| 5-1. 説明会の予定 | スライド74 |
| 5-2. 御質問等をお寄せいただく場合の方法 | スライド75 |
| 5-3. 制度に対する御質問の回答集について | スライド76 |

5-1. 説明会等の予定

平成28年度の説明会等(上半期)

- 5月13日、16日 : 新規管理者等制度講習会
- 5月23日 : 排出量取引セミナー＆マッチングフェア
- 5月26日、31日 : 第2計画期間から導入される事項に関する説明会
- 5月27日、30日 : トップレベル事業所等認定に関する説明会
- 6月2日、14日 : 地球温暖化対策計画書の作成に関する説明会(新規担当者向け)
- 6月3日、6日、15日 : 地球温暖化対策計画書の作成に関する説明会(継続担当者向け)
- 6月23日、29日 : 基準変更申請書の作成に関する説明会
- 6月22日 : トップレベル事業所フォーラム
- 7月25日 : テナント省エネセミナー
- 8月上旬 : 排出量取引説明会(新規担当者向け)

※下半期開催の説明会等については、随時ホームページ等で御案内いたします。

5-2. 御質問等をお寄せいただく場合の方法

〔御協力のお願い〕

- 御質問等をお寄せいただく際には、「共通の書式(質問シート)」を御活用いただき、できる限り「メールで御提出」くださいますよう、よろしくお願ひいたします。
(FAXで送信いただくことも可能です。)

「共通の書式(質問シート)」のダウンロード

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/answers/question_download.html

- 皆様からいただいた御質問に対する回答は、対象事業所の全ての皆様と広く共有させていただきたいと考えております。

- このため、一般的な御質問等への回答内容は一定のとりまとめのうえ、東京都環境局ホームページ等で、「主な質問への回答(FAQ)」として掲載させていただく場合があります。

御理解・御協力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

【送付先】東京都 環境局 地球環境エネルギー部 総量削減課 相談窓口

Eメール : keikakusho@kankyo.metro.tokyo.jp (制度全般に関する御質問)
torihiki@kankyo.metro.tokyo.jp (排出量取引に関する御質問)

FAX : 03(5388)1380

5-3. 制度に対する御質問の回答集について

都へいただいた主な御質問等への回答は、次のURLにてFAQを掲載しております。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/answers.html

| |
|---------------------------|
| ● 大規模事業所における対策 |
| ▼ 総量削減義務と排出量取引制度 |
| 対象となる事業所 |
| 制度概要 |
| クレジットの創出 |
| 排出量取引 |
| トップレベル事業所 |
| 制度実績の公表 |
| 条例・規則・指針・ガイドライン等 |
| 各種ツール |
| 説明会一覧 |
| 講習会一覧 |
| 質問送付シートのダウンロード |
| よくある質問・回答集 |
| 総量削減義務と排出量取引システム |
| 東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト |
| 2011年夏の節電対策に関するアンケート調査の結果 |



質問区分一覧

質問区分一覧(※クリックすると、関連項目にジャンプします。)

質問シートにより、いただいた質問を中心にしてこのQ&A集を作成しております。
質問シートはごちらからダウンロードできます。
第2計画期間に関する項目を新たに追加しています。

1. (1)対象事業所要件
■ (2)事業所の範囲
2. 報告対象ガス・削減義務対象ガス
3. 排出量算定方法
4. 削減義務対象者
5. 削減計画期間
6. 基準排出量
7. 削減義務率
8. トップレベル事業所
9. (1)排出量取引
■ (2)超過削減量
■ (3)都内中小クレジット
■ (4)再エネクレジット
10. テナントビルへの対応
11. 新築ビル
12. 推進体制
13. 檢証方法
14. 檢証機関・検証主任者
15. 義務違反時の措置
16. 事業所の廃止(指定取消)
17. 今後のスケジュール
18. その他
19. 第2計画期間
■ (1)削減義務率



目的から探す

- 一般のお客様
- 事業者の方

よくあるご質問から探す

提言・要望等

気候変動対策に関する提言・要望等は、こちらからお寄せください。
お電話によるお問い合わせはごちらをご覧ください。

関連情報

- ・ ニュースルーム
- ・ 申請のご案内

この場所に掲載中

Tokyo Climate Change Strategy

首都東京の企業と行政、NGO・都民が
連携して取組む先駆的な温暖化対策

